
第2次大口町地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)

大口町気候変動適応計画
(案)

令和 8 年 ● 月

大 口 町

目次

第1章	計画策定の背景と意義.....	1
1-1	地球温暖化の現状と影響.....	1
1-2	地球温暖化問題に関する国内外の動向.....	1
第2章	区域の現状と課題	9
2-1	大口町の地域特性.....	9
2-2	第1次計画の取り組みの実施状況及び目標達成状況.....	11
2-3	大口町内の事業者に向けたアンケート結果.....	15
2-4	区域の温室効果ガスの削減に向けた課題.....	17
第3章	計画の基本的事項	19
3-1	計画の定義と位置づけ.....	19
3-2	計画期間、見直し予定時期.....	21
3-3	対象範囲	21
3-4	対象とする温室効果ガス等.....	22
第4章	計画の目標	23
4-1	第2次計画のビジョン.....	23
4-2	温室効果ガス総排出量削減目標.....	24
4-3	持続可能な開発目標（SDGs）	26
第5章	緩和策と適応策の取り組み.....	27
5-1	計画の基本方針.....	27
5-2	具体的な施策と取り組み.....	28
5-3	町民・事業者・行政の取り組み.....	35
第6章	計画の実施体制及び進捗管理.....	38
6-1	計画を実行するための体制づくり.....	38
6-2	点検・評価・見直し方法.....	39

第1章 計画策定の背景と意義

1-1 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化の現状と影響

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは温室効果ガスと呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが地球温暖化です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。2018年(平成30年)に公表された気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)
「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇が 2.0℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050年(令和32年)頃に実質ゼロにする必要があると報告されました。

気候変動は深刻化しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減をしない限り、温暖化を 1.5℃近くに抑えるどころか、2.0℃に抑えることさえ現実的ではなくなることが報告されました。

(2) 気候変動の影響

2021年(令和3年)に公表された「IPCC第6次評価報告書」では、広範囲にわたる急速な変化が、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に起きていることが報告されました。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要な将来リスクとして、①海面上昇・高潮 ②洪水・豪雨 ③インフラ機能停止 ④熱中症 ⑤食糧不足 ⑥水不足 ⑦海洋生態系損失 ⑧陸上生態系損失 が挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁の共同で「気候変動の観測・予測及び影響評価報告書」(令和2年12月)が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

1-2 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 海外の地球温暖化対策に係る動き

1992年(平成4年)5月の国連環境開発会議において、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、国際的な取り組みが本格的に始まりました。1997年(平成9年)12月の第3回締結国会議(COP3、開催地：京都)では、「京都議定書」が採択され、その中でも先進国に対して定められた温室効果ガスの排出削減目標の達成が義務付けられ、国内外において様々な制度や仕組みを構築、活用されてきました。その後、京都議定書に代わる

2020年以降の国際的枠組みについて、締結国間での話し合いが進められてきましたが、2015年（平成27年）11月～12月にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月にはパリ協定が発効されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2017年（平成29年）11月には、気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）においてパリ協定の実施指針作成に向けた合意文書等が採択されました。その後、2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇が2.0℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に実質ゼロにする必要があると報告されました。その後も気候変動は深刻化しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減をしない限り、温暖化を1.5℃近くに抑えるどころか、2.0℃に抑えることさえ現実的ではなくなることが報告されています。これらを受け、国際的に本格的な脱炭素社会に向けた取り組みが加速しています。

また、2022年（令和2年）2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界のエネルギー供給や価格の安定性に大きな影響を与え、今後、世界的に化石燃料への依存の低減と、再生可能エネルギーの導入が加速するものと考えられます。

企業においても、世界的にESG投資が活発に行われるなど、地球温暖化対策が制約ではなく、ビジネスチャンスにつながる時代となっており、脱炭素経営を進める中、サプライチェーン全体で削減を進める動きが加速しています。

(2) 国の政策動向

我が国では、1997年（平成9年）12月に「京都議定書」の採択を受けて、1998年（平成10年）6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、同年10月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が公布され、京都議定書で定められた基準年比6%削減の目標達成に向けた基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

その後、2016年（平成28年）11月にパリ協定に批准し、温室効果ガスを2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%削減するとの目標を掲げましたが、世界的な脱炭素化の流れが進む中、2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、この実現に向け、2021年（令和3年）6月に地球温暖化対策推進法を改正したほか、2021年（令和3年）10月に「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」等を改定し、2016年（平成28年）の削減目標や再生可能エネルギーの構成割合を引き上げ、2030年度（令和12年度）において2013年度比で温室効果ガスを46%削減するという目標を掲げ、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現を目指して更なる対策に着手しました。

さらに、2025年(令和7年)2月にも地球温暖化対策計画を改定し、2035年度、2040年度の目標として、2013年度比でそれぞれ60%削減、73%削減を目指すことなどが明記されました。

地球温暖化対策推進法の改正では、パリ協定及び2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけるとともに、地域の再エネと脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設や企業の脱炭素経営の促進等が新たに追加されました。

また、2018年(平成30年)6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と地球温暖化対策推進法により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備されました。さらに、気候変動適応に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、2021年(令和3年)10月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

(3) 愛知県の政策動向

愛知県では、1994年(平成6年)「あいちエコプラン21(地球温暖化対策推進計画)」を始め、数年ごとに計画を策定し、2005年(平成17年)に「あいち地球温暖化防止戦略」を、2012年(平成24年)に「あいち地球温暖化防止戦略2020」を改定し、地球温暖化防止に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、2018年(平成30年)2月に、当時の国の目標と整合する形で「2030年度(令和12年度)の温室効果ガス総排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減」とする目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、2019年(平成31年)2月には、当戦略を気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として位置づけ、目標達成に向けて施策を総合的かつ計画的に進めてきましたが、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度(令和12年度)の削減目標の引き上げ、法改正、産業・経済界の動向など、戦略策定時から前提とする状況が大きく変わったことから、2022年(令和4年)12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」を策定し、「カーボンニュートラルあいち」の実現に向けて施策・取り組みを推進していくこととしました。

家庭のCO₂削減に向けては、市町村と協調して県民への地球温暖化対策設備の設置補助(太陽光発電施設、HEMS、燃料電池、蓄電池もしくはV2Hへのセット補助や太陽光、HEMS、高性能外皮等や断熱窓改修工事への補助など)を実施しています。

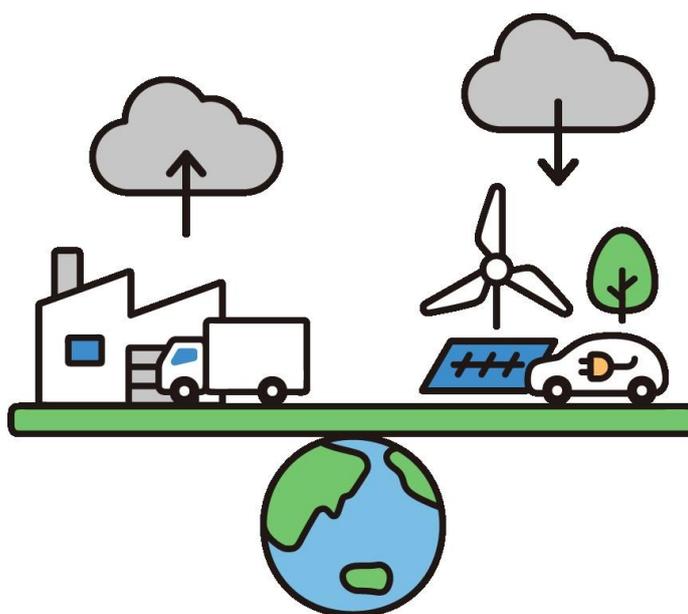
事業者に向けた取り組みでは、排出量が相当多い事業者に対する「地球温暖化対策計画書制度」のほか、自家消費型の再エネ設備、効率の高い省エネ設備の導入補助や「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営支援などの取り組みを進めています。

市町村に向けては、「あいちCOOL CHOICE」県民運動の一体的な展開を始めとして、地球温暖化防止に向けた取り組みの普及啓発等が行われています。併せて、「愛知県気候変動適応計画」も改定し、県が掲げる適応策に取り組んでいます。

（4） 大口町のこれまでの取り組み

本町では、2016年（平成28年）3月に「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成28年3月策定。以下「第1次計画」という。）を策定し、脱炭素化や循環型ライフスタイルへの転換の促進策として、環境に優しい製品の購入や省エネルギーの必要性に対する住民への周知、廃棄物の減量化・資源化、愛知県と協調して町民への地球温暖化対策設備設置に対する補助（太陽光発電施設、HEMS、燃料電池、蓄電池もしくはV2Hへのセット補助や太陽光、HEMS、高性能外皮等や断熱窓改修工事への補助など）を実施しています。

同じく、「大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化・資源化などに関わる取り組みを推進してきましたが、2016年度（平成28年度）のパリ協定及び地球温暖化対策計画の閣議決定を踏まえ、2018年（平成30年）4月には「第2次大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、さらに、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度（令和12年度）の削減目標引き上げ、国や愛知県が掲げる地球温暖化計画との整合性を図るため、2024年（令和6年）4月に、「第2次大口町地球温暖化対策実行計画（改訂版）（事務事業編）」を策定して、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進、クールビズ等、本町自らの温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを率先的に進めています。また、「第7次大口町総合計画」、「大口町ごみ処理基本計画」等に基づき、環境負荷の少ない地域社会及び循環型社会の形成に向け、地球温暖化対策の地域等への普及、新エネルギーの導入促進、可燃ごみの減量、再資源化に取り組んでいます。

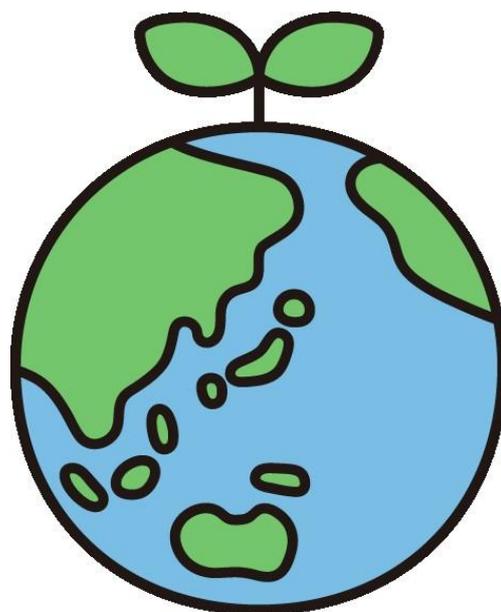


＜近年の地球温暖化問題をめぐる動向＞		
1997年 (平成9年)12月	京都議定書を採択	先進国全体の温室効果ガスの排出量を、2008年から12年までの期間中に、1990年の水準より少なくとも5%削減することを目的として、先進各国の削減目標を設定し、我が国は6%削減を世界に約束した。
1998年 (平成10年)6月	地球温暖化対策推進大綱(日本)	京都議定書に基づいて、国民各界各層の参加や協力が得られるような取り組みの強化を図るとともに、あらゆる政策手段を動員して、着実に削減が達成されるよう総合的な施策を計画的に推進する。
1998年 (平成10年)10月	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(日本)	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保と経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
2000年 (平成12年)3月	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化地域推進計画)策定(愛知県)	京都議定書の採択、地球温暖化対策推進大綱の決定、地球温暖化対策推進法の施行等の国内外の動向を踏まえ、地球温暖化の地域からの取り組みを一段と推進させることを目指す。
2005年 (平成17年)1月	あいち地球温暖化防止戦略策定(愛知県)	2010年度(平成12年度)に温室効果ガス排出量を1990年度比(平成2年度)比で6%削減を目指す。
2005年 (平成17年)2月	京都議定書の発効	
2012年 (平成24年)2月	あいち地球温暖化防止戦略2020策定(愛知県)	2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を1990年度(平成2年度)比で15%削減することを目指す。
2015年 (平成27年)7月	日本の約束草案(日本)	2030年度(令和12年度)までに温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減することを目指す。
2015年 (平成27年)11月	パリ協定(国際条約)採択	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすと大量のCO₂を排出する化石燃料から、CO₂をほとんど排出しない自然エネルギーに転換することにより、エネルギー利用による世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指す。 ・2005年(平成17年)に発効した京都議定書に続く温暖化対策の国際合意で、先進国に加え、途上国が温暖化ガス排出抑制に取り組む枠組みは初めてとなる。

	気候変動の影響への適応計画(日本)	政府全体として気候変動の影響への適応策を総合的かつ計画的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的施策及び国際的施策を定めた。
2016年 (平成28年)3月	大口町地球温暖化対策実行計画策定(区域施策編・事務事業編)	「あいち地球温暖化防止戦略2020」(愛知県)の削減目標と同じ目標を設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比12%増 ・役場等の事務事業である業務部門では、2020年度(令和2年度)に温室効果ガス排出量を2014年度(平成26年度)比3%削減。
2016年 (平成28年)5月	地球温暖化対策計画(日本)	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務その他部門」2030年度(令和12年度)までに温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で4割削減することを目指す。 ・2050年度(令和30年度)までに温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で80%削減することを目指す。
2016年 (平成28年)11月	パリ協定(国際条約)締結	2015年(平成27年)12月に採択されたパリ協定が発効されたことにより、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組むこととなった。
2018年 (平成30年)2月	あいち地球温暖化防止戦略2030策定(愛知県)	2030年度(令和12年度)において2013年度(平成25年度)比で温室効果ガスの削減目標を26%削減することを目指す。
	愛知県気候変動適応計画策定(愛知県)	愛知県の気候変動適応推進方針を定め、本方針に基づく適応策を推進し、県民の生命・財産を将来にわたって守るとともに、経済・社会の持続可能な発展を目指す。
2018年 (平成30年)4月	第2次大口町地球温暖化対策実行計画策定(事務事業編)	2013年度(平成25年度)比で 短期 2020年度(令和2年度)に15%削減 中期 2025年度(令和7年度)に25%削減 長期 2030年度(令和12年度)に40%削減 目標とした。
2018年 (平成30年)6月	気候変動適応法公布(日本)	我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

2018年 (平成30年)11月	気候変動適応計画 (日本)	気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略が示されるとともに、分野ごとの適応に関する取り組みが網羅的に示されている。
2019年 (平成31年)2月	あいち地球温暖化防止戦略2030(愛知県)	気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として位置付け。
2020年 (令和2年)7月	愛知県気候変動適応計画策定(愛知県)	国の「気候変動適応計画(2018年11月策定)」を踏まえ、内容を大幅に見直し、同章を「愛知県気候変動適応計画」(あいち地球温暖化防止戦略2030の別冊)として策定した。
2020年 (令和2年)10月	カーボンニュートラル宣言(日本)	温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというもので、排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指す。2050年までに「カーボンニュートラル」を目指す。
2021年 (令和3年)6月	地球温暖化対策推進法を改正(日本)	カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取り組み等を定める。
2021年 (令和3年)10月	「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」(日本)	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度(令和12年度)において2013年度(平成25年度)比で温室効果ガスの削減目標を26%から46%に引き上げ2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。 ・気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
2022年 (令和4年)12月	「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」、「愛知県気候変動適応計画」改定(愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという長期目標の下、その途上である2030年度(令和12年度)を目標年度として、本県の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減を目指す。 ・愛知県が掲げる「適応策」に取り組んでいく。
2023年 (令和5年)5月	気候変動適応法の改正(日本)	熱中症対策の推進、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定制度等の創設。

<p>2024年 (令和6年)4月</p>	<p>第2次大口町地球温暖化対策実行計画(改訂版)策定(事務事業編)</p>	<p>2013年度(平成25年度)比で 短期 2020年度(令和2年度)に15%削減 中期 2025年度(令和7年度)に25%削減 長期 2030年度(令和12年度)に46%削減 を目標とした。</p>
<p>2025年 (令和7年)2月</p>	<p>地球温暖化対策計画を改定(日本)</p>	<p>2013年度(平成25年度)比で 2035年度(令和17年度)に60%削減 2040年度(令和22年度)に73%削減 を目標とした。</p>



第2章 区域の現状と課題

2-1 大口町の地域特性

(1) 位置と自然について

本町は、愛知県の西北部、犬山扇状地の東南部に位置し、北は扶桑町、北東は犬山市、南西は江南市、南は小牧市に面しており、面積は 13.61km² です。中部圏の中核都市名古屋市から 20km 圏内に位置する比較的恵まれた条件の中で、県営住宅の建設が進められるなど、人口も着実に増加し、昭和 37 年には町制を施行しました。

(2) 人口構造について

本町の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在、23,998 人(世帯数 10,122 人)です。令和 5 年をピークに今後は徐々に減少することが予想されます。また、少子高齢化と未婚化の傾向にあり、単独世帯数の増加も予想されます。

(3) 産業・交通について

昭和 30 年に民成紡績(株)(現トヨタ紡織(株))が建設されてから、積極的な工場誘致により、繊維、機械、金属などの工場が次々に誘致され、産業の大動脈である東名・名神高速道路及びこれに接続する国道 41 号線が開通するなど、工業活動が活発に展開されており、産業比率は、全国より高くなっています。

交通は、他の大都市圏に比べて、自家用車の利用割合が非常に高く、公共交通機関の利用が低い傾向にあります。

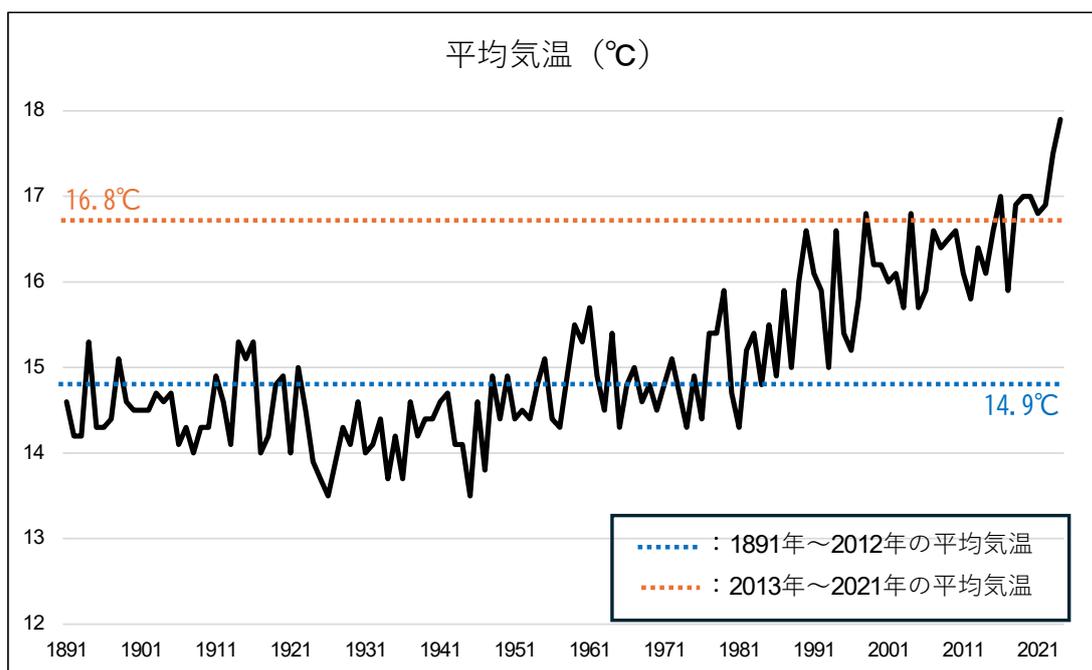
(4) 一般廃棄物について

本町における一人一日あたりの家庭系ごみの排出量は、年々減少しており、令和 5 年度において、愛知県内では最も少ない数値となっています。事業系可燃ごみについても、令和 4 年度から減少に転じており、こちらも可燃ごみの減量化が進んでいます。また、リサイクル率については、愛知県内において、常に上位に位置していることから、可燃ごみの減量及びリサイクルに対する意識が高いまちであると言えます。

(5) 気温について

本町は太平洋岸気候区に属し、暖候期は高温・多雨、寒候期は少雨・乾燥という特徴があります。また、全国的にも日照時間が長い地域です。

名古屋地方気象台のデータによると、気温は昭和 36 年頃から徐々に上昇しています。明治 24 年～平成 24 年の年平均気温は 14.9℃でしたが、大口町地球温暖化対策実行計画の基準年である平成 25 年～令和 3 年では 16.8℃となり、1.9℃上昇しています。



気象庁 名古屋地方気象台より作成 (<https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>)

図 2-1 1891 年～2021 年までの年平均気温

2-2 第1次計画の取り組みの実施状況及び目標達成状況

第1次計画では、愛知県が策定した本計画に相当する「あいち地球温暖化防止戦略2020」において掲げた削減目標との整合性を図るため、2020年度（令和2年度）に基準年度である2013年度（平成25年度）よりも12%増加、2030年度（令和12年度）に12%削減を目標に掲げ、目標達成に向けて、各種取り組みを行ってきました。

第1次計画における取り組みの実施状況及び目標達成状況は以下のとおりです。

表 2-1 第1次計画時における地球温暖化対策実施状況

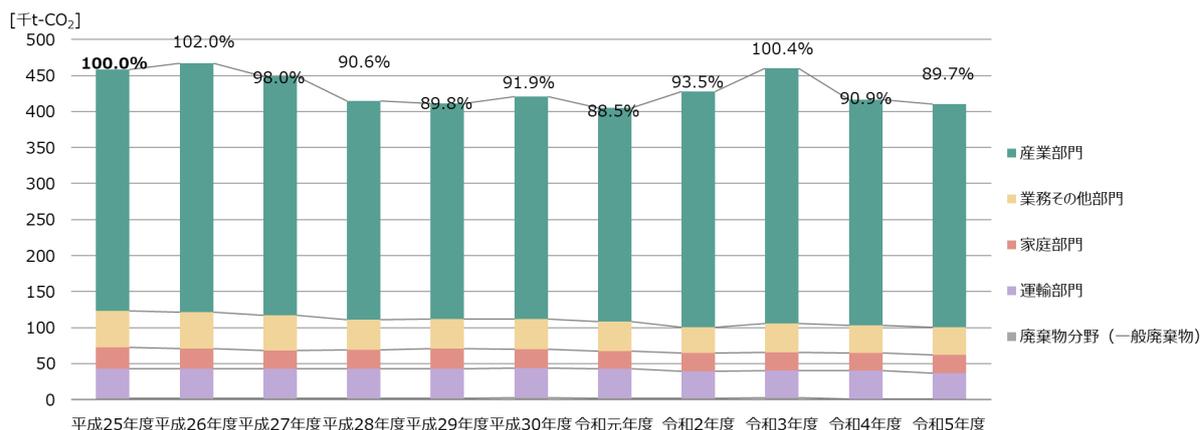
施策	実施内容
太陽光発電等設置に対する補助制度	平成18年度より町内の住宅において新たに太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付。令和4年度には、HEMS、燃料電池、蓄電池等のメニューを追加し、令和7年度には、複数のシステムをあわせて導入する「一体的導入」に高性能外皮や断熱窓改修を拡充したほか、単体補助の太陽熱利用システムの拡充や、複数の補助金額の増額を行っています。
節電対策	役場庁舎では、緑のカーテンを設置。公共施設内では、原則として冷房28℃設定。クールビズ、ウォームビズの励行等を推進しています。
生ごみ処理機器購入に対する補助制度	平成10年度より堆肥化容器と生ごみ処理機の購入に対し、補助金を交付し、ごみの減量、再資源化を推進しています。
事業系資源ごみ回収に対する助成金制度	事業所から排出される資源ごみ分別の徹底を図るため、資源ごみ回収量に応じて助成金を交付しています。
コミュニティバス事業	町内の公共交通手段として整備。ダイヤ改正、ルート変更等を図りながら利便性の向上を図っています。
レジ袋の有料化	町内の小売業者を中心に、平成20年9月から資源の有効利用と可燃ごみの減量に向け、レジ袋の有料化を実施しています。→令和2年7月1日より法制化
環境にやさしい製品の購入や省エネルギーの必要性についての住民に対する周知	広報おおぐちや町ホームページにおいて、地球温暖化に関する記事を掲載し、地球温暖化についての意識、関心を高め、脱炭素型や循環型ライフスタイルへの転換を促進しています。

表 2-2 第 1 次計画時における削減目標値達成状況

	目標値	推計値	達成状況
【短期目標】			
令和 2 年度(2020 年度)	12%増加※	6.5%削減	達成
平成 25 年度(2013 年度)比			

第 1 次計画策定後の温室効果ガス排出量をみると、2020 年度（令和 2 年度）は基準年度比で 6.5%削減となっており、目標を達成しています。

※第 1 次計画策定当時の「あいち地球温暖化防止戦略 2020」における令和 2 年度(2020 年度)の削減目標は、平成 2 年度(1990 年度)を基準年度に 15%削減することを目標としており、愛知県の削減目標に準じて設定した結果、このような目標値になったことによるものです。



部門・分野	部門・分野別 CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]										
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	458	467	449	415	411	421	405	428	460	416	411
産業部門	335	345	332	304	299	309	297	327	354	313	311
製造業	333	342	328	300	295	305	294	323	349	309	306
建設業・鉱業	1	1	1	1	1	1	1	0.84	0.95	0.86	0.86
農林水産業	0.53	2	3	3	3	3	3	4	3	3	3
業務その他部門	51	51	48	42	42	42	40	36	40	38	38
家庭部門	29	28	26	26	27	25	25	25	25	25	25
運輸部門	42	41	41	41	41	41	41	38	38	39	36
自動車	40	39	39	39	39	39	40	36	37	38	34
旅客	25	25	25	25	25	25	24	21	21	22	20
貨物	14	15	15	14	14	15	15	15	16	16	14
鉄道	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	2	2	2	2	2	3	2	2	2	1	2

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

図 2-2 部門・分野別 CO₂ 排出量

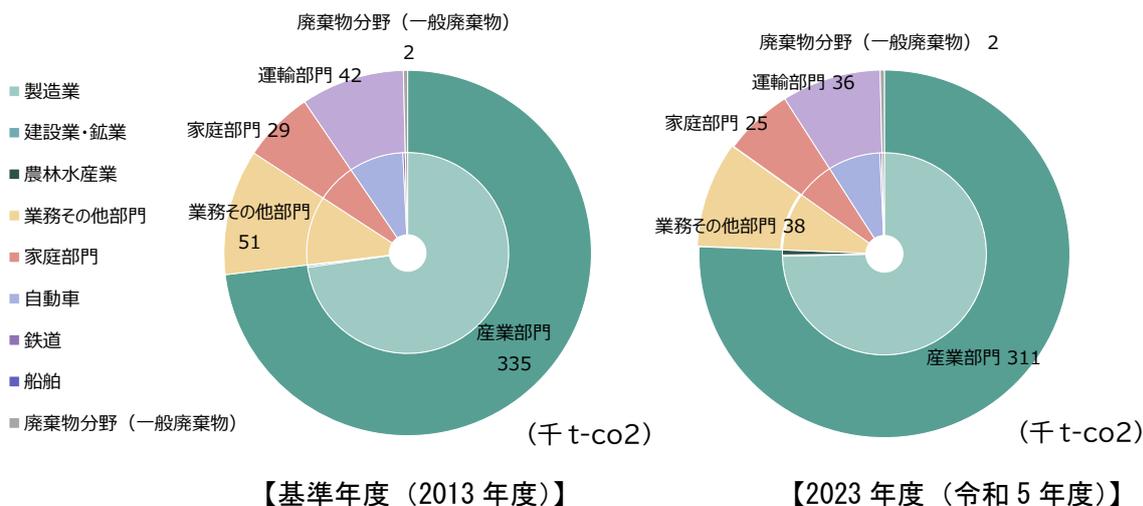


図 2-3 基準年度及び 2023 年度における部門・分野別 CO₂ 排出量の内訳

本町における CO₂ 排出量の総量は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）から増減しながら推移し、2023 年度（令和 5 年度）は基準年比 10.3%減の 411 千 t-CO₂ となります。部門・分野別の排出量については、産業部門は増加する年度はあるものの、全体的には減少傾向で、業務その他部門、家庭部門、運輸部門についても少しずつ減少傾向にあります。

部門別の内訳は、産業部門のうち製造業が大半を占めています。2013 年度（平成 25 年度）は 73%、2023 年度（令和 5 年度）は 76%が製造業から排出されており、この割合は大きく変動していません。なお、運輸部門(鉄道)について本町に鉄道はありませんが、環境省作成の「自治体排出カルテ」により、鉄道利用者の電気使用量として人口に比例すると仮定して算出しています。 【運輸部門(鉄道)】 市区町村の電気使用量＝全国の鉄道電気使用量/全国の人口×市区町村の人口



図 2-4 業種別特定事業所排出量の推移

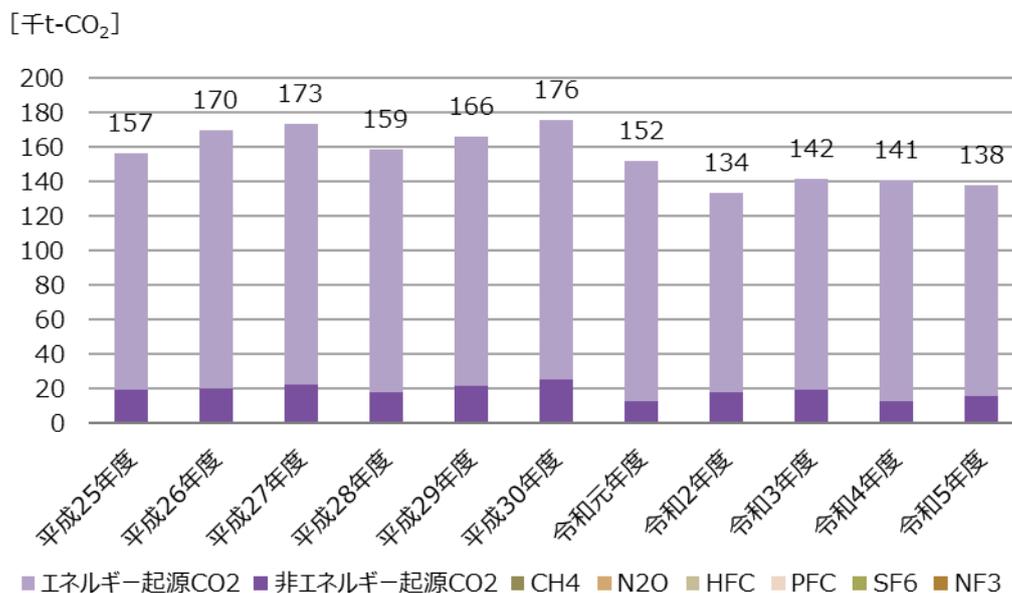


図 2-5 温室効果ガス種類別特定事業所排出量の推移

温室効果ガスを一定以上多く排出する事業者（特定排出者）は、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。特定排出者のうち、本町内に位置する事業所（特定事業所）からの排出量は、2018年度（平成30年度）をピークとして減少しており、2020年度（令和2年度）以降は横ばいとなっています。2023年度（令和5年度）の特定事業所数は14か所、うち製造業は13か所で、箇所数については2013年度（平成25年度）以降ほとんど変動ありません。

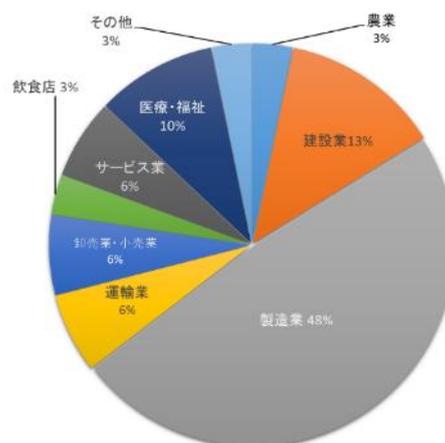
また、温室効果ガス種類別の排出量では、ほとんどがエネルギー起源CO₂で、廃棄物を原燃料とする非エネルギー起源CO₂が1割～2割程度を占めています。

2-3 大口町内の事業者に向けたアンケート結果

計画策定に当たり、事業者の現状及び意向を調査し、計画策定に活用することを目的として、大口町内の 50 事業者にアンケートを実施しました。その結果の概要を以下に示します。

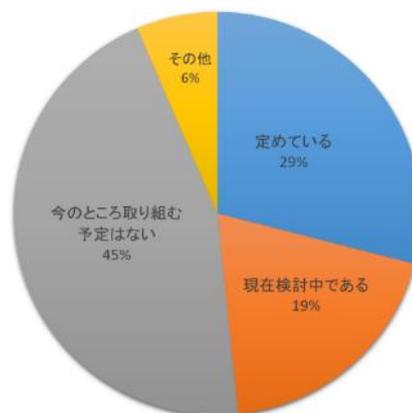
(1) 事業内容

大口町内の事業者は、製造業が最も多く 48%、次いで建設業が 13%という結果でした。



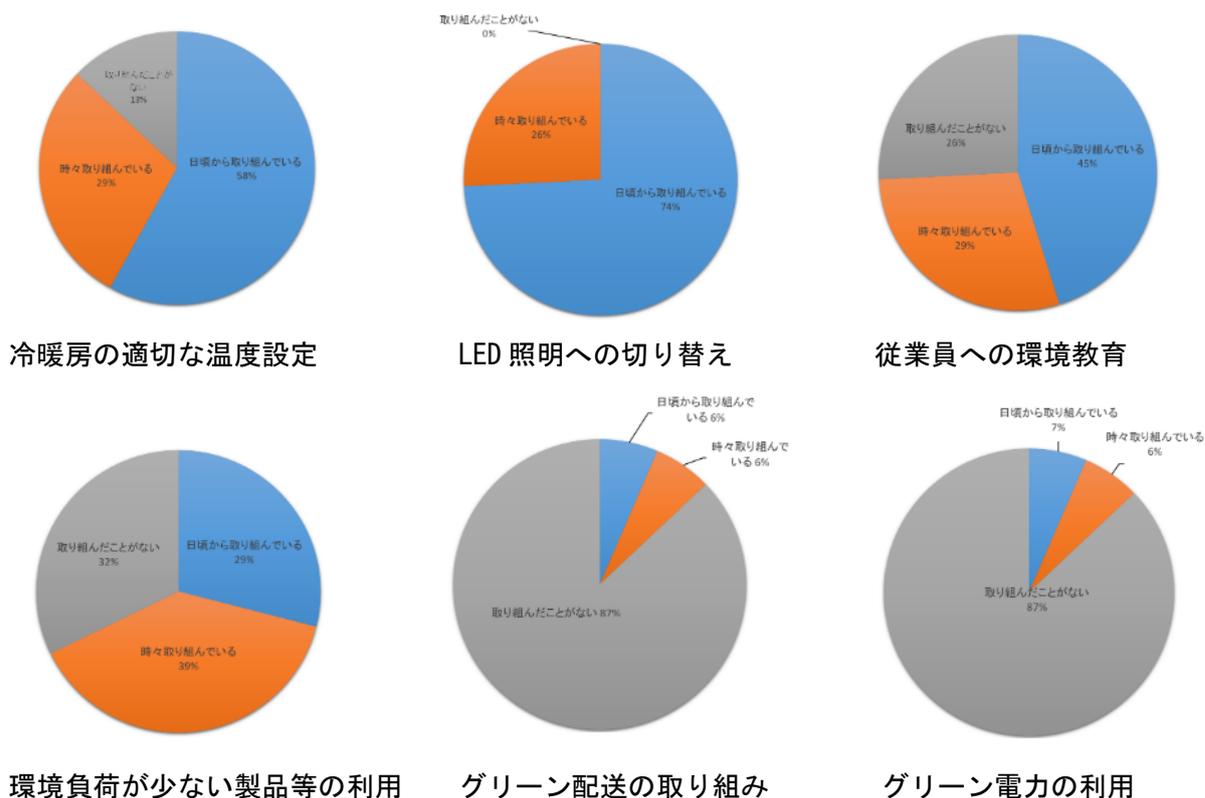
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標等の設定状況

温室効果ガス排出量の削減目標等について、定めている事業者は 29%、現在検討中である事業者は 19%、取り組む予定はない事業者が 45%という結果でした。



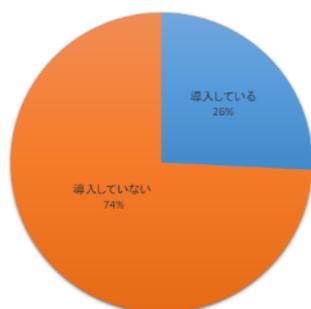
(3) 地球温暖化防止の取り組み内容

冷暖房の適切な温度設定や、LED照明への切り替えといった、低コストで取り組めるものは、多くの企業で実施されていることがわかりました。また、従業員への環境教育や環境負荷が少ない製品の利用等、特別な対応が必要とされるものについては、取り組みの割合が少し下がっています。グリーン配送やグリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）については、ほとんど取り組まれていないことがわかりました。



(4) 再生可能エネルギーを利用した設備の導入状況

再生可能エネルギーを利用した設備を導入している事業者は26%でした。また、導入を行わない理由としては、コスト面による理由が最も多く、次いで維持管理にかかる労力やノウハウの不足、という結果でした。



2-4 区域の温室効果ガスの削減に向けた課題

昨今の国内外の地球温暖化対策を巡る動向や本町区域の環境特性、温室効果ガスの排出状況、将来予測等を踏まえ、本町における地球温暖化対策に向けた課題は以下のように整理されます。

【国内外の動向に基づく課題】

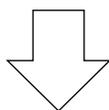
- ・「地球温暖化対策計画」に基づく「環境・経済・社会の統合的向上」に資する取り組みの推進の必要性。
- ・「気候変動適応法」に基づく、適応策の推進の必要性。
- ・パリ協定やSDGs、ESG投資等、国際社会への対応。
- ・2050年カーボンニュートラルなど、GX、企業の脱炭素経営等、脱炭素化に向けた急速な動きへの対応。
- ・食品ロスや海洋プラスチック対策などの問題やサーキュラーエコノミーの転換への対応。
- ・新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルの転換への対応。

【本町の地域特性・温室効果ガス排出状況等に基づく課題】

- ・全国的にも日照時間が長いことを活かした太陽光発電の更なる利用検討と普及促進。
- ・全国平均より部門別排出量の比率が高い産業部門での温暖化対策の更なる推進。
- ・自動車の利用割合の高さから、公共交通機関や自転車利用と組み合わせた環境にやさしい交通利用の促進。
- ・一人当たりのごみ排出量は減少しているものの、ライフサイクル全体を見据えた更なる資源循環の推進。
- ・地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の目標達成に向けた更なる取り組み推進と、公共施設における省エネ・再エネ等における行政の率先垂範行動。

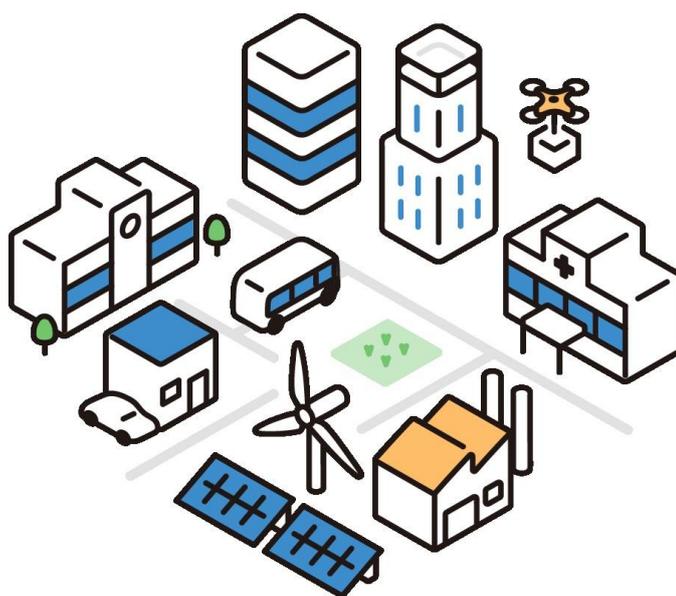
これらの課題を踏まえ、本町において、地球温暖化対策に取り組むにあたり、以下の方向性に配慮していくものとします。

- 再生可能エネルギーの積極的導入・検討
 - ・地域の特性を活かしたエネルギー対策の検討。
- すべての部門における省エネルギーの取り組みの推進
 - ・産業部門、民生(家庭・業務)部門、運輸部門での更なる省エネの取り組み推進。
- 脱炭素化に向けたまちの機能の見直しの推進
 - ・公共交通網等の見直し、住宅や事業所の省エネ・再エネ化の推進。
- 温室効果ガス排出量の削減へ繋がる循環型社会の形成
 - ・「大口町ごみ処理基本計画」に基づく3Rの推進や食品ロス削減の取り組み、ごみ処理体制の広域化への検討。
- 気候変動への対応
 - ・気候変動に対応するための適応策の推進。



環境・経済・社会の統合的向上の達成を目指す

地域の様々な課題を解決できるような、地球温暖化対策の取り組みを推進



第3章 計画の基本的事項

3-1 計画の定義と位置づけ

第1次計画は、計画開始から10年が経過し、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度(令和12年度)の削減目標引き上げ、国や愛知県が掲げる地球温暖化対策計画との整合性を図ることから、「地球温暖化対策推進に関する法律」第19条第2項、第21条第4項及び「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）に基づき、本町の現状や取り組みごとに指標を改めて設定することにより、実効性のある「第2次大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第2次計画」という。）へ改定します。

本町では、第2次計画に基づき、区域全体の温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取り組みを推進していくものとします。また、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」に配慮するとともに、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を新たに追加します。

上位計画である「第7次大口町総合計画」（平成28年5月策定）の地球温暖化対策を踏まえつつ、本町の各種関連計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

地球温暖化対策推進法第19条、21条（抜粋）

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

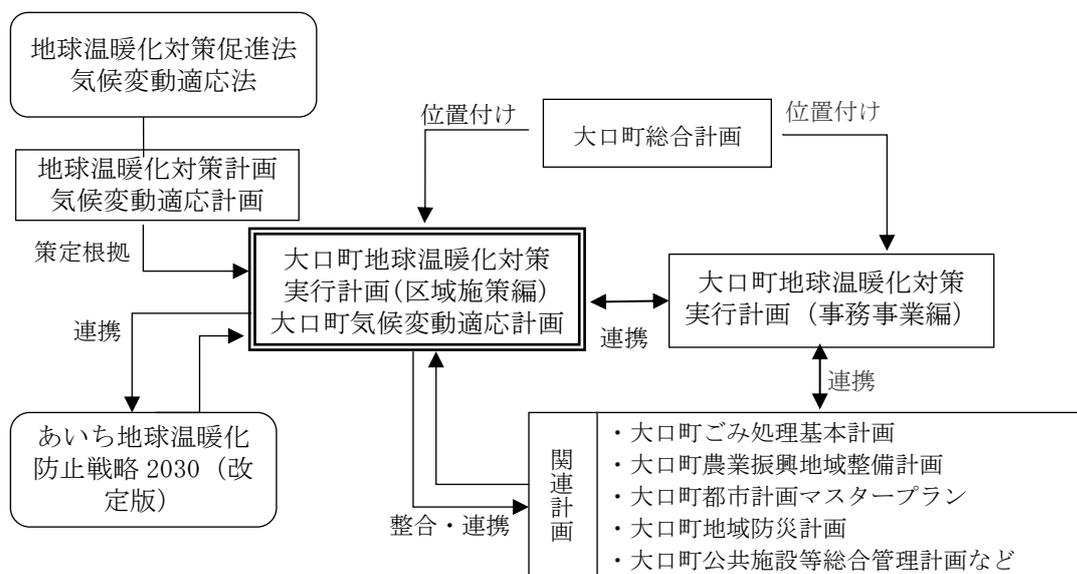


図 3-1 第 2 次大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

表 3-1 第 2 次計画と関連する本町の計画等

計画名称	整合・連携の視点
大口町ごみ処理基本計画	ごみ処理量などの将来計画について整合を図った。
大口町農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する施策など将来計画について整合を図った。
大口町都市計画マスタープラン	交通施策や都市整備に関する方針等を踏まえ第 2 次計画を策定した。
大口町地域防災計画	気候変動による災害リスクの増大に対応するなどの計画において整合を図った。
大口町公共施設等総合管理計画	公共施設の統廃合などの将来計画において整合を図った。

3-2 計画期間、見直し予定時期

地球温暖化対策は、一朝一夕の対応で解決する問題ではなく、長期的な視野と取り組みが必要な問題です。また、「環境省マニュアル」においても実行計画は、短期、中期の目標を設定しつつ、長期目標としては令和 32 年度(2050 年度)を踏まえて策定することが推奨されています。

他方、本町においては、町が目指すまちづくりの方向性やその実現のための施策を定めた町の最上位計画として「総合計画」を策定しています。その一つの側面としても、「環境保全」を掲げており、現計画は令和 8 年度(2026 年度)末が終期ですが、次期計画は令和 9 年度からを計画期間として策定する予定です。

以上を踏まえ、第 2 次計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2026 年度（令和 8 年度）から 2050 年度（令和 32 年度）
基準年度	2013 年度（平成 25 年度）
目標年度	2030 年度(令和 12 年度) 短期
	2035 年度(令和 17 年度) 中期
	2050 年度(令和 32 年度) 長期

なお、目標達成の度合いを図るため、次回の見直しは、統計データ等が入手できる※ 2032 年度（令和 14 年度）としますが、国や県などの計画の改定や社会情勢の変化がありましたら、必要に応じて計画の見直しを検討します。

※区域内の温暖化ガス排出量すべてを把握するには、目標年度終了年度よりさらに、時間を要するため。

3-3 対象範囲

大口町全域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、本町の住民、事業者、行政が現状と地域特性を踏まえ、それぞれの役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことが求められております。よって、第 2 次計画の対象範囲は、住民、事業者、行政を対象とします。

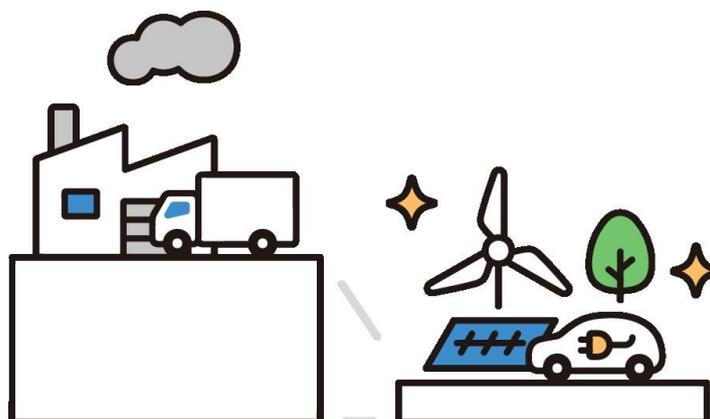
3-4 対象とする温室効果ガス等

対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO2、非エネルギー起源 CO2(廃棄物分野(一般廃棄物)由来)とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野(一般廃棄物)とします。

表 3-3 対象ガスと部門別の主な発生源

対象ガス	部門別	主な発生源等
エネルギー起源 CO2	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO2	廃棄物分野 (一般廃棄物)	一般廃棄物の焼却処理による発生



第4章 計画の目標

4-1 第2次計画のビジョン

近年、SDGsの合意や脱炭素社会を目指すパリ協定が発効するなど、持続可能な社会を目指す動きが世界的に加速しています。我が国では、2015年（平成27年）に採択された気候変動に関する国際的枠組であるパリ協定に基づき、2050年（令和32年）に向けた長期低炭素ビジョンや2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、長期的な視点で取り組みを行っています。このような現状を踏まえ本町では、2050年に向けて持続可能な脱炭素社会の形成を目指し、地域からの地球温暖化対策に取り組んでいくため、以下のようなビジョンを掲げます。

計画のビジョン

持続可能な脱炭素社会の創造

町民（住民、地域、企業、団体など）一人ひとりの小さな行動の積み重ねによって、地球温暖化の進行を防ぎ、郷土の恵まれた自然環境やこれまで先人から受け継がれてきた歴史文化を次の世代に残せるよう、脱炭素社会の実現を目指します。

カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」という考え方です。私たちの生活や仕事では、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが出ています。これを、森林などが吸収してくれる量と合わせて、全体でゼロになるようにすることを目指します。この取り組みは「ゼロカーボン」とも呼ばれています。

国では、「グリーン成長戦略」に基づいて、再生可能エネルギーの利用を進めたり、環境にやさしい車を広めたりしています。

私たち一人ひとりも、できることがあります。たとえば、電気や水を大切に使う、省エネ家電を選ぶ、環境に配慮した商品を買うなど、身近な工夫でカーボンニュートラルに近づけます。

4-2 温室効果ガス総排出量削減目標

国は、パリ協定及び 2050 年カーボンニュートラル宣言を受け、2021 年(令和 3 年)10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、「2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比 46%削減」とする温室効果ガスの削減目標を示しました。さらに、2025 年(令和 7 年)2 月に改定した「地球温暖化対策計画」では、「2035 年度(令和 17 年度)、2040 年度(令和 22 年度)、2013 年度(平成 25 年度)比でそれぞれ 60%削減、73%削減」とする目標を示しました。

また、愛知県は、2022 年(令和 4 年)12 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)」を策定し、「2050 年カーボンニュートラル」、「2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比 46%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減は、以下のとおり、国、愛知県の目標を踏まえたものとします。

削減の目安

2030 年度(令和 12 年度)までに、
2013 年度(平成 25 年度)比で温室効果ガス排出量 46%削減
2050 年(令和 32 年)でカーボンニュートラル実現

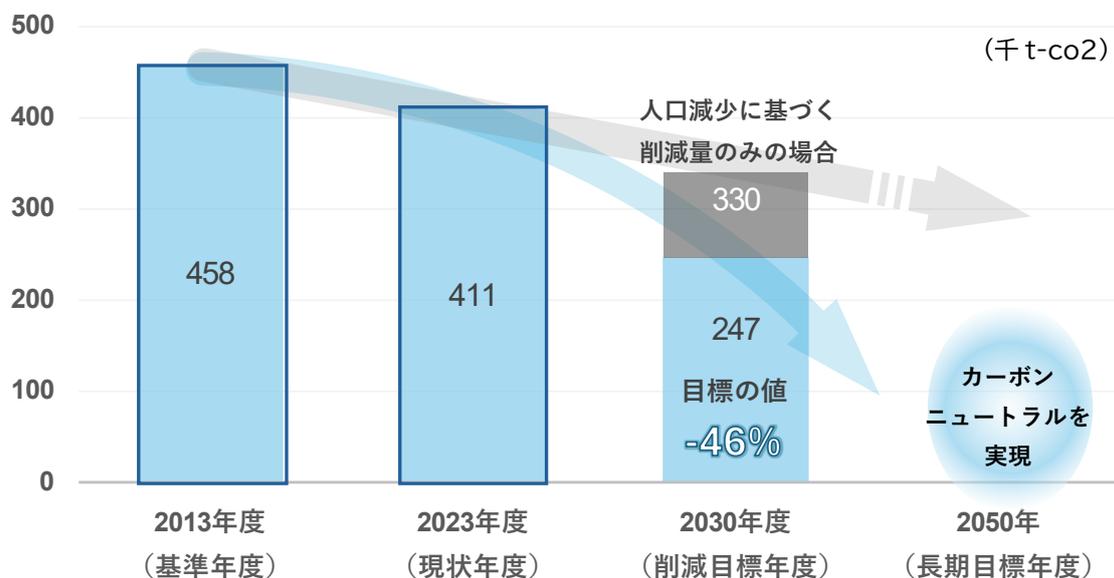


図 4-2 温室効果ガス総排出量削減の目標

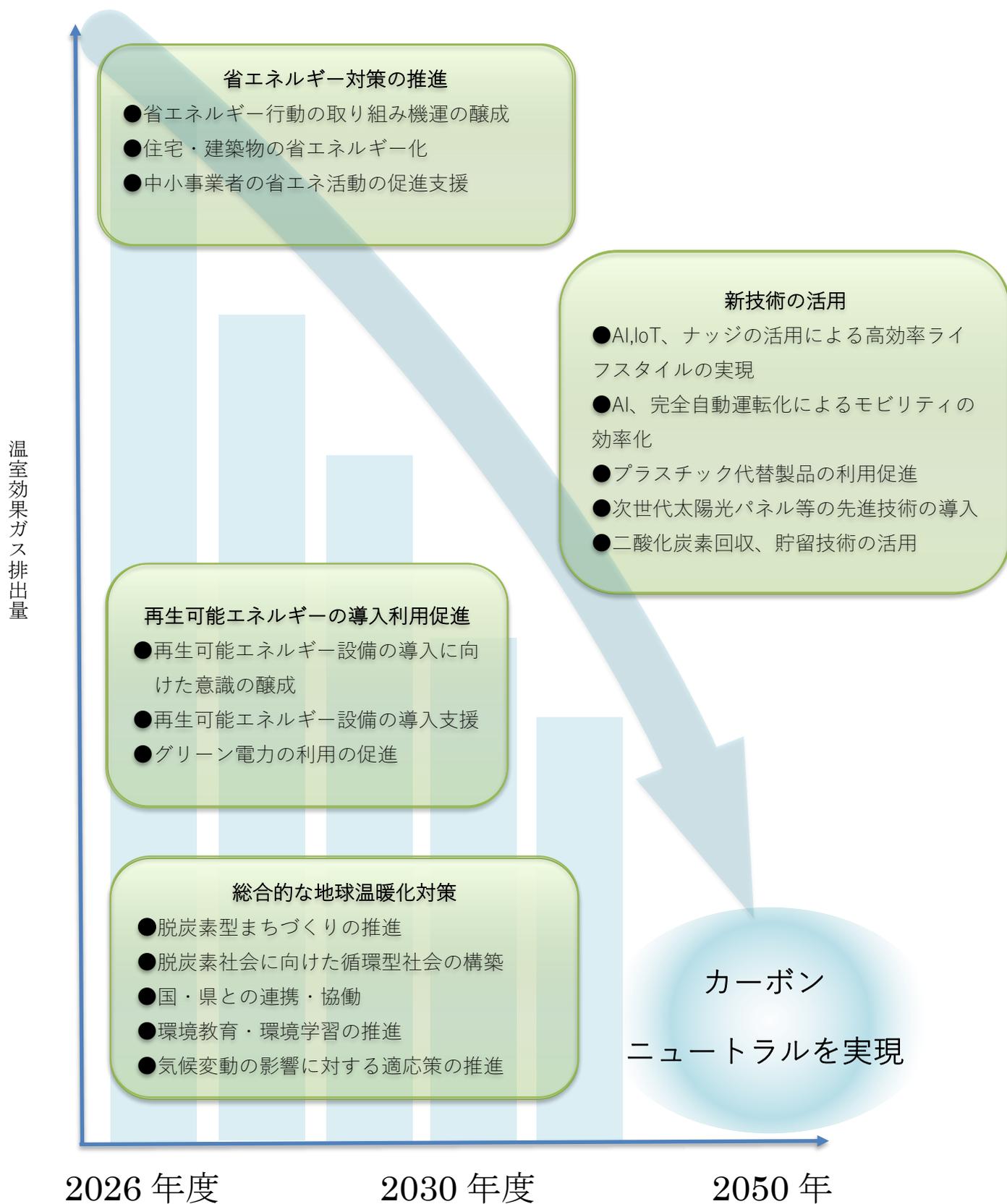


図 4-3 カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ

4-3 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年(平成15年)9月、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、国際社会が2030年(令和12年)に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

この中では、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17の目標と目標ごとに設定された169のターゲットが盛り込まれており、このうち「13（気候変動に具体的な対策を）」では、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取ることを目標としています。第2次計画においても、SDGsの理念を重視し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら「持続可能な脱炭素社会の創造」を目指します。



第5章 緩和策と適応策の取り組み

5-1 計画の基本方針

第2次計画のビジョンとして掲げた「持続可能な脱炭素社会の創造」を踏まえ、地球温暖化対策推進法に示された緩和策及び気候変動適応法に伴う適応策を考慮し、以下の基本方針のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、町民・事業者・行政の三者が連携して具体的な取り組みを推進していきます。

基本方針 1	再生可能エネルギーの導入・利用促進
--------	-------------------

太陽光を始めとする再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、設備導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠なものです。また、太陽熱や廃棄物処理に伴う廃熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うとともに、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進や面的利用に積極的に取り組みます。

基本方針 2	省エネルギー対策の推進
--------	-------------

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。町民・事業者・行政が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取り組み推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取り組みと日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取り組み、双方を推進していきます。

基本方針 3	脱炭素型まちづくりの推進
--------	--------------

住宅、工場の省エネ化や公共交通網の見直しなどにより、まちのエネルギーの効率化を目指した脱炭素社会に移行するためのまちづくりが必要とされています。また、CO₂の吸収源となる緑地の保全にも配慮することが重要です。

本町の総合計画や都市計画マスタープランなどとの整合を図りつつ、脱炭素化に向けたまちづくりを推進していきます。

基本方針 4	脱炭素社会に向けた循環型社会の構築
--------	-------------------

3R（リユース・リデュース・リサイクル）の取り組みによるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設から余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の一層の削減が求められています。

本町で排出されるごみは、一部事務組合によって広域的に処理されています。廃棄物等を

利用した余熱の利活用等の推進をしていくとともに、町全体での3Rの取り組みを推進していきます。

基本方針 5

環境教育・環境学習の推進

省エネルギーや循環型社会を推進するにあたり、町民や事業者の理解を深め、自発的に取り組める仕組みを提供することが必要です。普及啓発活動を通じて地域の取り組みを活性化させるとともに、学校や民間団体などが行う環境教育を支援することにより、多様な人々が地球温暖化対策に取り組める環境の醸成に努めます。

基本方針 6

気候変動の影響に対する適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響等を回避・軽減する「適応策」の2つがあり、ともに取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取り組みが必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

本町も気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、国の示す7つの気候変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

緩和策とは

温室効果ガスの排出を抑制して温暖化を食い止める対策で、具体的には省エネの取り組みや再生可能エネルギーの普及、緑化による二酸化炭素の吸収源対策等が挙げられます。

適応策とは

既に起こっている地球温暖化による気候の変動とその影響に備える対策です。防災や農作物の品種改良等により、社会の仕組みや生活を温暖化に適応させ、悪影響を減らします。

5-2 具体的な施策と取り組み

(1) 施策の体系

第2次計画では、以下の体系で実施していきます。また、第2次計画に記載された施策・取り組みのみならず、本町で実施するすべての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

(2) 町の基本方針・施策・取り組み

計画のビジョン	
持続可能な脱炭素社会の創造	
基本方針	施策
再生可能エネルギーの導入・利用促進	① 太陽光発電等の普及促進 ② グリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）の利用促進
省エネルギー対策の推進	① 省エネルギー行動の取り組み機運の醸成・情報提供 ② 中小事業者の省エネ活動の促進支援 ③ 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取り組みの推進
脱炭素型まちづくりの推進	① 移動手段の脱炭素化を推進 ② 次世代自動車の普及促進 ③ 緑地の保全・活用
脱炭素社会に向けた循環型社会の構築	① 食品ロスの削減 ② 可燃ごみの減量化・リサイクル促進
環境教育・環境学習の推進	① ストップ温暖化教室の実施 ② 職員による出前講座
気候変動の影響に対する適応策の推進	① 治水対策 ② 熱中症予防の啓発と注意喚起

基本方針 1	再生可能エネルギーの導入促進
--------	----------------

指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 12 年度)
住宅用太陽光発電システム 設置費補助金利用累計件数	646 件	725 件

① 太陽光発電等の普及促進

FIT制度により住宅や事業所への太陽光発電設備の導入が広がりましたが、買取期間終了後も自立的な電源としての役割が期待されるなど、太陽エネルギーの利用拡大は今後も必要な取り組みです。本町では引き続き、町民・事業者に対して太陽光発電設備などに対する補助制度等の情報を提供し、導入の促進を図ります（「基本方針2」の①、②で共同実施）。また、公共施設への太陽光発電設備の導入を積極的に推進します。併せて、災害時の非常用電源としても活用できる蓄電池についても導入の促進を図ります。

【具体的な取り組み】

- 町民に対する太陽光発電システム、太陽熱利用システム、蓄電池等への導入に対する補助制度による支援、情報提供
- 事業者に対する太陽光発電システム、蓄電池等への導入に対する支援、情報提供
- 公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の率先導入



太陽光発電を導入した北保育園

② グリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）の利用促進

町民・事業者にグリーン電力の利用への契約見直しを啓発するなど環境に配慮したエネルギー利用の促進に努めていきます。

【具体的な取り組み】

- グリーン電力への契約見直しなど、環境に配慮したエネルギー使用の促進

基本方針 2	省エネルギー対策の推進
--------	-------------

指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 12 年度)
事務事業編における温室効果ガス削減値	2013 年度（平成 25 年度）比 30%削減	2013 年度（平成 25 年度）比 46%削減

① 省エネルギー行動の取り組み機運の醸成・情報提供

町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭や職場等のできるだけ多くの人が、無理のない範囲での取り組みを継続する必要があります。省エネルギー行動に関する情報の提供や普及啓発活動等を通じて、町民や地域の省エネルギー行動を促進します。

【具体的な取り組み】

- 広報おおぐち、町ホームページ等による普及啓発、情報発信、支援制度の紹介

- 「デコ活」、「あいち COOL CHOICE 県民運動」の普及啓発
- スマートハウス(太陽光発電、HEMS(ホームエネルギー管理システム)、蓄電池)、燃料電池システム、ZEH等への導入に対する支援

② 中小事業者の省エネ活動の促進支援

行政、金融機関及び経済団体等で構成し、地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援することを目的とする「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」に参画するとともに、事業所における補助金の活用事例や省エネルギー設備の導入事例、節電・節水などの脱炭素経営(省エネルギー)への取り組み事例を紹介することにより、事業所の省エネルギー設備の導入並びに省エネルギー行動への取り組みを促進します。また、補助金、支援制度等について、町ホームページや広報おおぐち、SNSなど様々な媒体を通じて関係課とも連携を図りながら情報提供を行います。

【具体的な取り組み】

- 広報おおぐち、町ホームページ等による普及啓発、情報発信、支援制度の紹介(再掲)
- 設備投資等に係る補助金(工場等遮熱促進事業補助金)、奨励金(企業立地促進事業奨励金)制度による支援
- 国や県などが実施する省エネルギー診断等に関する情報提供
- グリーン電力への契約見直しなど、環境に配慮したエネルギー使用の促進(再掲)
- 国・県が実施する省エネルギー建築物・設備導入のための補助金、支援制度等の情報提供

③ 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取り組みの推進

令和6年4月に改訂された「第2次大口町地球温暖化対策実行計画(改訂版)(事務事業編)」を基に、目標達成に向け、町が率先して自らの事務及び事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減や環境に配慮した取り組みを推進していきます。

【具体的な取り組み】

- 職員の省エネ行動の実践
- 高効率・省エネタイプの照明器具、省資源設備など環境負荷の少ない機器の導入を推進
- 公共施設でのグリーン購入法に基づく率先購入及びグリーン電力調達を推進
- 公共施設において、BEMS(ビルエネルギー管理システム)導入など省エネルギー化を推進

基本方針 3	脱炭素型まちづくりの推進
--------	--------------

指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
V2H（電気自動車等充給電設備）設置費補助金利用累計件数	1件	10件

① 移動手段の脱炭素化を推進

町民が利用しやすい公共交通の整備を行い、自家用自動車から公共交通機関への利用転換による渋滞の緩和、交通事故の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、「エコ・モビリティ・ライフ」（環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル）の普及、啓発を進めることにより、過度な自動車の使用を抑え、公共交通や自転車の利用拡大を図ります。

【具体的な取り組み】

- コミュニティバス事業の維持・継続
- エコ・モビリティ・ライフの普及・啓発

② 次世代自動車の普及促進

ハイブリッド自動車や電気自動車など、次世代自動車の普及が徐々に進んでいます。国などの補助金を活用した次世代自動車の普及並びに充電インフラの整備拡大を図ります。また、普及啓発により次世代自動車への買換えを促進します。

【具体的な取り組み】

- 次世代自動車普及に関する情報提供
- V2H（電気自動車等充給電設備）設置への支援
- 公用車への次世代自動車の率先導入



大口町水素公用車「ミライ」



大口町コミュニティバス

③ 緑地の保全・活用

都市の緑化は、暑熱緩和につながるため、冷房の使用を下げる省エネ効果が期待できます。町民にとって身近な緑地の増加は、熱吸収源対策としてのみならず、地球温暖化問題への関心を喚起する啓発効果も期待できることから、公園、道路、河川等公共施設への緑化を推進します。

【具体的な取り組み】

- 緑化推進事業
- 公共施設における緑のカーテンの設置



大口町の緑のカーテン

基本方針 4	脱炭素社会に向けた循環型社会の構築
--------	-------------------

指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 12 年度)
一人 1 日あたりの家庭系可燃ごみ排出量	362g/人・日	352g/人・日

① 食品ロスの削減

町民一人ひとりの方にごみの減量（食品ロス削減）への意識を持ってもらうため、買い物の仕方や食材の利用方法について周知するほか、フードバンク活動や 3010（さんまるいちまる）運動への呼びかけを行います。

【具体的な取り組み】

- フードバンク活動・3010 運動の推進
- 事業系生ごみリサイクルの促進

② 可燃ごみの減量化・リサイクル促進

ごみの減量化とリサイクルを進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量の削減にも効果的です。本町では令和7年3月に改定した「ごみ処理基本計画」に基づき、広報おおぐちや町ホームページ等で可燃ごみの減量・資源ごみの分別を啓発し、町民や事業者のごみ減量意識の啓発を図ります。また、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則により、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の周知徹底を図ります。不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材及びバイオプラスチックの利用促進、プラスチックごみ及び廃食用油のリサイクルと適正処理の徹底を図ります。また、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入に対する補助制度を設けて、家庭から出る生ごみの排出抑制を支援します。

【具体的な取り組み】

- 生ごみ処理機器購入に対する補助制度による支援
- 国産SAF製造に向けての廃食用油の回収促進
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進
- 事業系資源ごみ回収に対する助成金制度
- 剪定枝・草等の資源化の促進

基本方針5	環境教育・環境学習の推進
-------	--------------

指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
ストップ温暖化教室実施校	1校	すべての学校で実施

① ストップ温暖化教室の実施

小学校中学年及び高学年を対象とした愛知県地球温暖化防止活動推進員による出前授業を通じて多くの児童への環境教育に努めておりますが、今後は出前授業の実施校を拡大するなど、より一層の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ストップ温暖化教室の開催促進

② 職員による出前講座

ごみの減量化やリサイクルに関する話題を通じて省エネルギーや循環型社会に関する周知啓発を行うとともに、地域等からの要請に応じて出前講座を行い、町全体での環境教育、環境学習の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

- 職員による出前講座の実施

基本方針6	気候変動の影響に対する適応策の推進
-------	-------------------

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
民間施設におけるクーリングシェルター指定施設数	12箇所	18箇所

① 治水対策

集中豪雨などの自然災害のような気候変動の影響に適応し、町民の安全な暮らしを確保するため、流域内の土地利用の状況を踏まえた治水対策に取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

- 河川排水路整備、維持管理
- 雨水貯留浸透施設設置費補助金制度による支援

② 熱中症予防の啓発と注意喚起

我が国においては気温が100年で1.3℃(度)上昇(全国平均)するなど気候変動の影響により、本町においても熱中症による救急搬送者数は増加傾向にあります。気温の高い日が日常となるこれからの備え、熱中症予防対策を一層推進していくことが重要です。

このため、本町では、愛知県及び関係課と連携して広報おおぐちや町ホームページ等による熱中症予防の周知・注意喚起に加え、気候変動適応法に基づいて、指定したクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)への利用促進など、熱中症予防対策を強化していきます。

【具体的な取り組み】

- 広報おおぐち、町ホームページ等による熱中症予防の啓発、注意喚起
- クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)事業

5-3 町民・事業者・行政の取り組み

町民、事業者、行政は、地球温暖化対策に関する取り組みを自主的に推進していきます。

町民の取り組み

- 省エネ・ごみ減量
 - ・こまめな消灯など、日常生活での省エネを意識した行動を習慣にする。
 - ・環境にやさしい備品の購入や買い物の際は、マイバックを持参するなど、レジ袋購入の削減に努める。
 - ・LEDや高効率給湯器など省エネルギー機器・整備の導入を検討する。
 - ・「デコ活」、「あいち COOL CHOICE」県民運動の認知、賛同する。
 - ・公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
 - ・自動車運転時は、エコドライブを心がける。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R (リデュース、リユース、リサイクル)に取り組む。 ・ 食品ロス削減に努める。 ■ 再生可能エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の新增改築時には、「スマートハウス、Z E H」などの導入を検討する。 ・ 卒F I T後の対応策として、自家消費型太陽光発電への切り替えを検討する。 ・ グリーン電力への契約見直しを検討し、調達する電力の排出係数の低減に努めるものとする。 ・ 次世代自動車の導入を検討する。 ■ 気候変動への適応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防に心がける。 ・ クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を利用する。 ・ 災害への備えを確認しておく。
<p>事業者の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ・ごみ減量 <ul style="list-style-type: none"> ・ クールビズ・ウォームビズを実施する。 ・ 省エネルギー診断を受診する。(建物全体、部門ごと) ・ 設備の適切な運転管理と保守点検を実施する。 ・ 設備機器の更新の際には、B E M Sや高効率設備機器等の導入を検討する。 ・ 「デコ活」、「あいち COOL CHOICE」県民運動の認知、賛同する。 ・ 自動車運転時は、エコドライブを心がける。 ・ グリーン配送など、物資輸送の省エネ化を検討する。 ・ 包装や梱包材などの省資源化に努める。 ・ 食品ロス削減に努める。 ■ 再生可能エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電、太陽熱利用システム、蓄電池などの導入を検討する。 ・ 卒F I T後の対応策として、自家消費型太陽光発電への切り替えを検討する。 ・ グリーン電力への契約見直しを検討し、調達する電力の排出係数の低減に努めるものとする。 ・ 次世代自動車の導入を検討する。 ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを活用した事業開発（P P A事業など）を検討する。 ■ 気候変動への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症にならない職場環境づくりに努める。 ・ クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の設置に協力する。 ・ 災害への備えを確認しておく。

行政の取り組み

■ 省エネ・ごみ減量

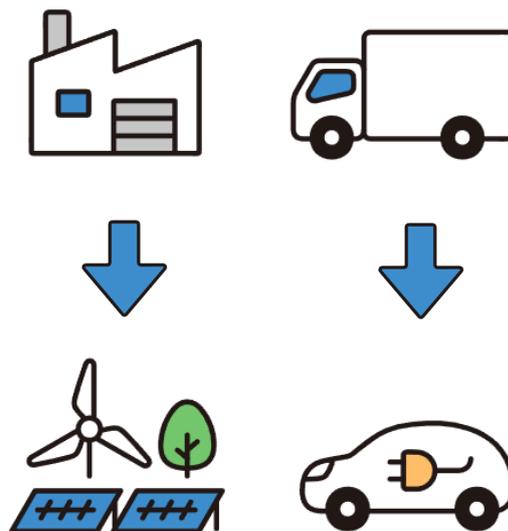
- ・自ら率先して事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの削減や環境に配慮した取り組みを推進していく。
- ・省エネやごみ減量のための活動を広報おおぐちや町ホームページ等で情報発信に努める。

■ 再生可能エネルギー

- ・公共施設への太陽光発電システムの率先的導入に努める。
- ・電力の調達にあたっては、グリーン電力を優先調達するものとし、調達する電力の排出係数の低減に取り組む。

■ 気候変動への対応

- ・熱中症予防対策及びクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)指定を推進する。
- ・町民の安全な暮らしを確保するために防災対策、治水対策に取り組んでいく。



第6章 計画の実施体制及び進捗管理

6-1 計画を実行するための体制づくり

【本町の推進体制】

第2次計画で示した取り組みは、庁内すべての部署が連携して取り組まなければなりません。第2次計画に掲げる目標達成に向け、環境対策室が中心となって、取り組んでいきます。また、部署間での調整が有する場合には、必要に応じて横断的組織の立ち上げを検討していきます。

【協働体制】

第2次計画は、町民、事業者、行政が一丸となって取り組む必要があります。町から町民や事業者への働きかけを行い、地球温暖化防止のための活動を広報おおぐちや町ホームページ等で紹介していきます。

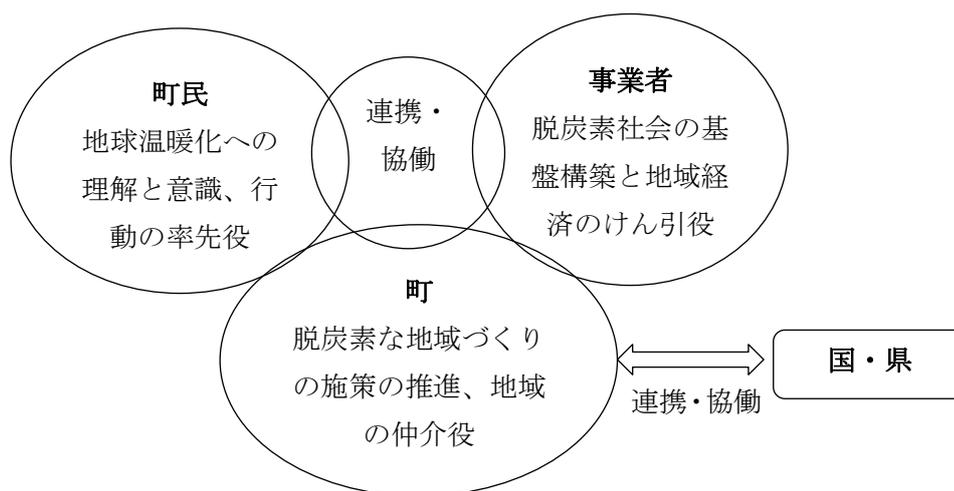


図 6-1 町民、事業者、町の協力体制

6-2 点検・評価・見直し方法

第2次計画で定めた取り組みを着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、計画の着実な推進を図り、町民・事業者・行政の協働による進行管理を行うため、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）のPDCAサイクル（図6-2参照）に基づき、実施します。

この内、点検・評価については、基本方針1から基本方針6に掲げる指標を基に点検・評価を行います。また、二酸化炭素排出量の策定については、次回計画見直し（2032年度）の際に行います。本計画の取り組み状況については、適宜公表・周知していきます。



図 6-2 PDCA サイクル

< 参考資料 >

用語集	P. 41
温室効果ガス算出根拠データ	P. 50
アンケート調査報告書	P. 54
事業者ヒアリング実施結果	P. 80

用語集

ア行

■ あいち COOL CHOICE

「あいち COOL CHOICE」は、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼応し、県民の皆様に、実際に CO2 削減行動・省エネ行動に取り組んでいただくため、県民一人ひとりに温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を呼びかける県民運動です。

■ あいち脱炭素経営支援プラットフォーム

愛知県では、普段から地域の中小企業等との接点を持っている経済団体や金融機関等と行政が一体となって、地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援することを目的として、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を設立しました。

■ ウォームビズ

平成 17 年度から冬期の地球温暖化対策のひとつとして、暖房時の室温を 20℃(目安)で快適に過ごすライフスタイル。

■ エコドライブ

自動車の燃料消費を少なくすることで排出ガスを減らし、燃費を向上させる運転のことで、エコドライブの実践によって燃料消費量を 2 割程度削減することも可能だとされており、燃費の改善という経済的なメリットも期待できます。

■ エコ・モビリティ・ライフ

環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルです。

■ エネルギー基本計画

エネルギー需給に関する政策について政府が中長期的な基本方針を示したものの。政府のエネルギー政策の土台とされ、エネルギー政策基本法で策定が義務付けられている。おおむね 3 年ごとに見直しており、今回の改定は第 7 次の計画にあたる。2040 年度に目指すべき再生可能エネルギーや原発などの電源構成は、再生可能エネルギーは「4 割から 5 割程度」、火力は「3 割から 4 割程度」、原子力は「2 割程度」になるとしています。

■ 温室効果ガス（Greenhouse Gas：GHG）

温室効果をもたらす気体のことで、温対法では二酸化炭素（CO₂）のほかにメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の 7 種類が定義されています。産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなどの大気中濃度が人為的な活動により増加傾向にあります。

カ行

■気候変動適応法

地球温暖化やその他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

■京都議定書

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された国際的枠組みです。この取り決めにに基づき、日本政府も1990年比で2008～2012年に6%の温室効果ガスの排出量削減を義務付けられ、この目標は達成することができました。

■クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

気候変動適応法に基づいて、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のことです。

■クールビズ

地球温暖化対策の一環として、平成17年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイル。適切な室温管理とその室温に適した軽装などの取り組みを呼びかけています。

■グリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源から発電され、発電時にCO₂をほとんど排出しない環境に優しい電力を指します。この電力は、地球温暖化対策に貢献し、環境負荷を低減する特徴があります。

■グリーン配送

電気自動車（EV）、ハイブリッド車、天然ガス車などの低公害・低燃費な車両を使用して、物品を配送することです。

■高性能外皮

屋根、壁、床、窓などの建物外周部（外皮）において、断熱性や日射遮蔽（しゃへい）性を高め、室内の快適性と省エネ性能を大幅に向上させた構造

サ行

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然界に存在し、枯渇することがないエネルギーのことです。

■サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行の経済システム（リニアエコノミー）に代わり、資源の効率的・循環的な利用を通じて付加価値の最大化を目指す社会経済システム

ムです。

■ 3R（リユース・リデュース・リサイクル）

3R は Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称です。

Reduce（リデュース） は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取り組みのひとつです。

Reuse（リユース） は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取り組みのひとつです。

Recycle（リサイクル） は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取り組みのひとつです。

■ 3010（さんまるいちまる）運動

長野県松本市が考案した宴会時の食品ロスを減らす取り組みで、乾杯後の30分間と宴会終了前の10分間は自分の席で出された料理を食べることにより、食べ残しの削減につなげる運動のことです。

■ 自家消費型太陽光発電

民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法です。

■ 次世代自動車

ハイブリッド自動車（HV・HEV）、電気自動車（EV・BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）、燃料電池自動車（FCV・FCEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）等 のことで、日本政府は 運輸部門からの二酸化炭素削減のため、2030年までに新車乗用車の5-7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

■ 循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生を抑制し、資源を循環させることで環境への負荷を最小限に抑えた社会を目指すための法律です。

■ 省エネルギー機器

エネルギー消費効率が高い家電製品や照明器具のことで、機器を購入する際に省エネルギー型の製品を選択すれば、光熱費の節約にもつながります。

■ 省エネルギー診断

省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取り組みです。

この診断により、以下のようなメリットが得られます。

- ① コスト削減

エネルギーの無駄をなくすことで、電気代などの月々のコストを削減できます。

② 脱炭素化の推進

エネルギー使用量の削減に加え、再生可能エネルギーの導入提案も行われ、脱炭素化を加速させます。

③ 補助金の活用

設備更新が必要な場合、国や自治体の補助金制度を活用できる場合があります。

④ 企業の信頼性向上

カーボンニュートラルへの取り組みは、取引先からの信頼を高めることにつながります。

⑤ 「見える化」

エネルギーの無駄や改善点がグラフや数値で明確に示されます。

■食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間 472 万トン発生しています。（農林水産省及び環境省による令和 4 年度推計値）食品ロス量のうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約 236 万トン、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は約 236 万トンであり、食品ロス削減のためには、事業者、消費者双方の取り組みが必要です。

■森林による二酸化炭素吸収量

樹木は、光合成を行い成長します。光合成では、大気中の二酸化炭素（CO₂）と地中の水（H₂O）を基に酸素（O₂）と炭素（C）を作りだしています。このとき、発生した酸素は外に放出され、炭素は樹木の中に貯蔵されます。森林の二酸化炭素吸収量は、樹木の種類によって差があります。スギの人工林が吸収する二酸化炭素の量は、きちんと整備された 36 年～40 年生の林で、1 ヘクタール（100m×100m）当たり約 302 トンと推定されます。また、このスギ人工林 1 ヘクタールが 1 年間に吸収する二酸化炭素の量は、約 8.8 トンと推定されます。

■ストップ温暖化教室

愛知県では、「あいち COOL CHOICE」県民運動の取り組みの一環として、小学校、中学校及び高学年の児童等を対象とした「総合的な学習の時間」を活用した「ストップ温暖化教室」を実施しています。この教室では、県から派遣された地球温暖化防止活動推進員が講師となり、地球儀模型を使った温暖化システムメカニズム実験などの実験のほかクイズ等も交えて体験をしながら地球温暖化について楽しく学べる授業を実施しています。

■スマートハウス

家の中にある全ての設備機器に IT 技術を駆使して自動的に制御し、エネルギーの消

費を最適化し、生活をより便利で快適にするための住宅です。具体的には、太陽光発電、蓄電池、HEMSを揃えた住宅が該当します。

■生活系ごみ

一般家庭から排出されるごみのことで、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等があります。委託業者等により収集運搬され、再資源化されるごみを除きほとんどが焼却処分されます。生活系ごみに対して、産業廃棄物を除く事業所から排出されるごみのことを事業系ごみといいます。生活系ごみと同様に再資源化されるごみを除きほとんどが焼却処分されます。

夕行

■太陽光（建物系）

官公庁、病院、学校、戸建住宅等、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅の建物の屋根・屋上を対象とした太陽光発電設備のことです。

■太陽光（土地系）

建物系以外で、一般廃棄物の最終処分場、耕地（田、畑）荒廃農地、ため池を対象とした太陽光発電設備のことです。

■地球温暖化対策推進法

この法律は、1997年（平成9年）に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP*3）で京都議定書が採択されたことを受けて、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして1998年（平成10年）に成立しました。

■地球温暖化対策計画書制度

地方公共団体が域内の事業者に対し、温室効果ガスの排出量やその抑制策を盛り込んだ計画書・報告書の作成と提出を求めることで、温室効果ガス排出抑制への計画的な取り組みを促す制度です。この制度は、事業活動における自主的な地球温暖化対策の促進を目的としており、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場や事業所が対象となります。

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。また、2022年（令和4年）4月より施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正温対法）」において、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に「施策の実施に関する目標」が追加されるとともに、「市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めること

とする。」と明記されました。

■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。

■地球温暖化対策推進大綱

1998年に策定され、京都議定書で日本が約束した温室効果ガス6%削減目標の達成に向けた具体的な対策が示されています。省エネルギー推進、新エネルギー導入、原子力利用などが柱となっています。

■蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気をたくわえ、くり返し使用することができる電池（二次電池）のことです。

■電力排出係数

電力会社が発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを測る指標で、化石燃料を用いた火力発電では高い値となります。

■「デコ活」

「脱炭素」につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動です。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)、脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

■都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ち、将来の都市像や都市づくりの方向性を示します。

ナ行

■ナッジ

「そっと後押しする」、「肘で突く」といった意味があり、無理なく自分自身や地球環境にとってより良い選択を促すことを言います。

■二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism（JCM））

途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDC（国が決定する貢献（Nationally Determined Contributions））の達成に活用する制度のことです。

■燃料電池システム

燃料電池は、水素と酸素の化学反応を利用し、直接電気を生成する「発電装置」です。水の電気分解の逆プロセスで、二酸化炭素を出さず、排出されるのは主に水のみというクリーンな仕組みです。乾電池と異なり、水素が供給される限り連続して発電し、家庭用（エネファーム）や自動車（FCV）などで活用されています。

ハ行

■ バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。バイオマスの種類としては、生ごみ、木材、紙などがあります。

■ バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称です。

■ パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

■ ヒートポンプ

空気熱、地中熱、河川水熱などの再生可能エネルギーは、繰り返し使える優れたエネルギーです。しかし、この再生可能エネルギーの持つ温度では、空調や給湯、産業プロセスなどへの直接利用は難しく、ヒートポンプを活用することで再生可能エネルギーを熱エネルギーとして利用することができます。様々な用途で利用することで、更なる省エネ・省CO₂が可能となります。

マ行

■ 緑のカーテン

アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」です。

■ BAU

「Business as usual」の略称で、今後追加的な地球温暖化対策を講ずることなく、設備や機器の技術や性能、生活スタイルが現状のままで推移した場合のケースを指します。すなわち、CO₂排出量についてはエネルギー消費原単位や排出係数が今後も現状と同じレベルのままで推移し、活動量のみが増減した場合のCO₂排出量を推計します。

■ BEMS

「Building and Energy Management System」の略称で、日本語では「ビル・エネルギー管理システム」と呼ばれ、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことです。BEMSは業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステムです。

■ ESG投資

環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の英語の頭文字を

合わせた言葉です。投資家が企業の株式などに投資するとき、これまでは投資先の価値を測る材料として、主にキャッシュフローや利益率などの定量的な財務情報が使われてきました。それに加え、非財務情報であるE S Gの要素を考慮する投資が「E S G投資」です。

■ F I T

「Feed-in Tariff」の略称で、日本語では「固定価格買取制度」と呼ばれます。太陽光発電のような再生可能エネルギーで発電した電気を、国が決めた価格で買い取るよう、電力会社に義務づけた制度です。

■ G X

グリーントランスフォーメーションの略称で、化石燃料に依存した産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造へと転換し、経済社会システム全体を変革する取り組みを指します。この取り組みは、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量削減を目指すとともに、経済成長も両立させることを目的としています。

■ H E M S

家庭の電気使用量を「見える化」し、家電機器を自動制御して省エネ・節電を実現する管理システムです。スマホやモニターでリアルタイムの電力使用量を確認でき、太陽光発電や蓄電池、家電と連携してエネルギーの自家消費を最適化する「スマートライフ」を実現します。

■ I O T

「Internet of Things」の略称で、家電やカーナビといった機器にインターネットに通信する技術です。

■ I P C C

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれます。1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2022年3月時点における参加国と地域は195となっています。IPCCが果たしている重要な役割は、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることですが、IPCC自らが研究を行っているわけではなく、世界中の科学者が協力して、科学誌などに掲載された論文などの文献に基づいた定期的な報告書を作成し、公表しています。

■ L E D

「Light Emitting Diode」の略称で、消費電力（白熱電球の約1/6）が少ない、寿命が長い（約10年）、応答が早い（低温でも瞬時点灯）などの基本的な特徴を持っています。省エネルギー効果のすぐれたLED照明は一般家庭でも使用される電球型LEDランプをはじめ、施設照明・屋外照明などの幅広い用途で需要が拡大しています。

■ P P A事業

PPAモデル（電力販売契約）を活用し、第三者であるPPA事業者が太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を設置・所有し、需要家（企業や自治体な

ど）に電力を供給するビジネスモデルです。

■ S A F

「Sustainable Aviation Fuel（持続可能な航空燃料）」の略称で、循環型の原料で製造された航空燃料を指します。

■ V 2 H

「Vehicle to Home」の略称で、E V（Electric Vehicle）等に搭載された電池から家庭（Home）に電力を供給できる機能です。E Vの電池を非常用電源として使用することや、E Vに貯めた電気をうまく利用して電気代を節約することもできます。

■ Z E B

「Net Zero Energy Building」の略称で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

■ Z E H

「Net Zero Energy House」の略称で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。

温室効果ガス算出根拠データ

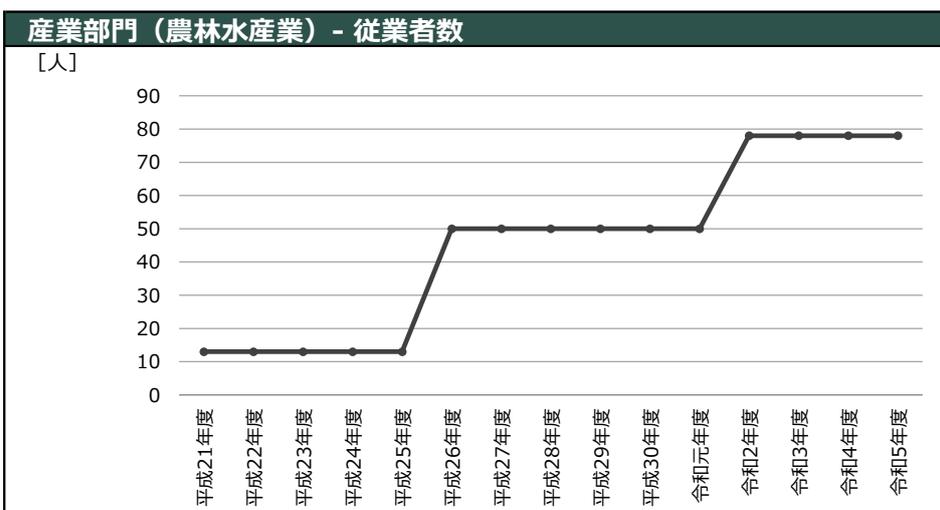
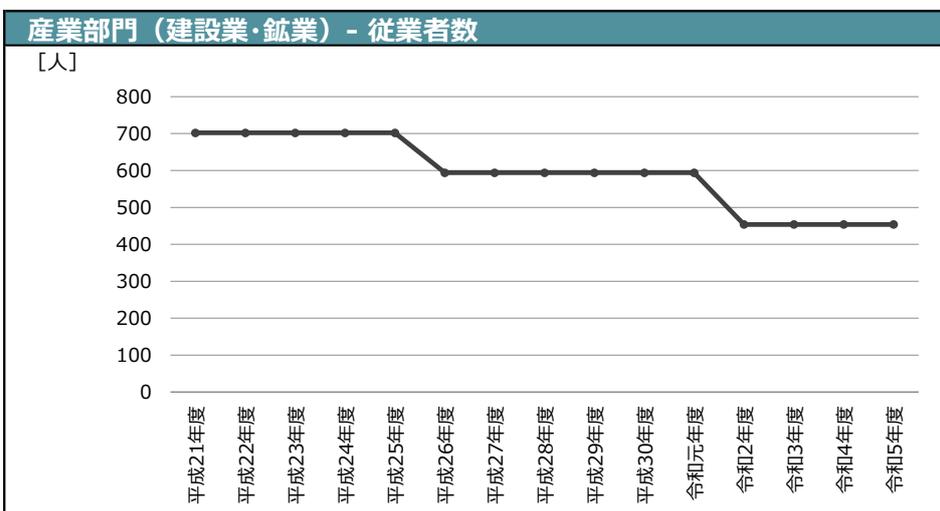
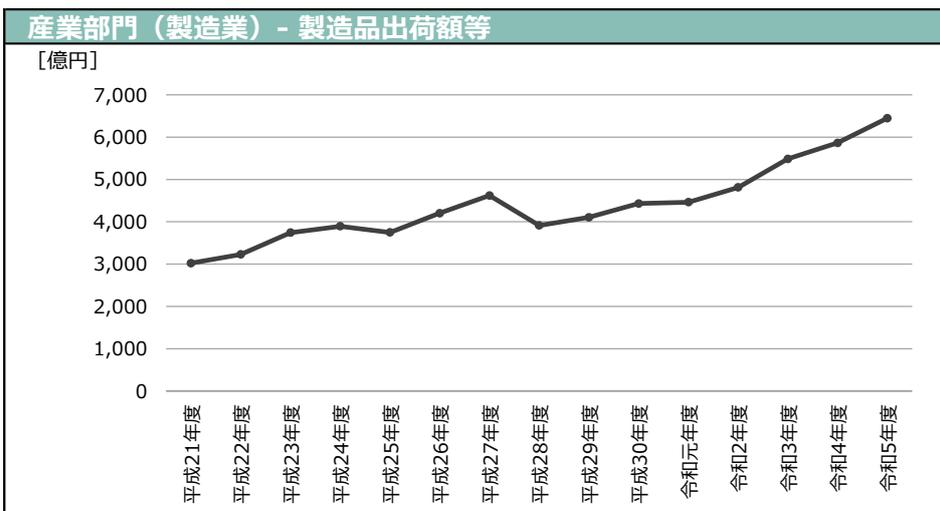
表 根拠データ一覧

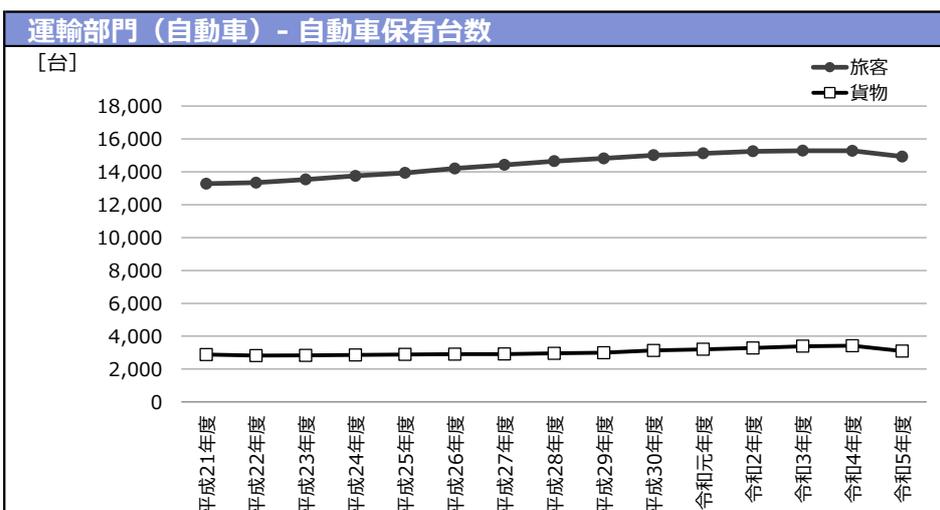
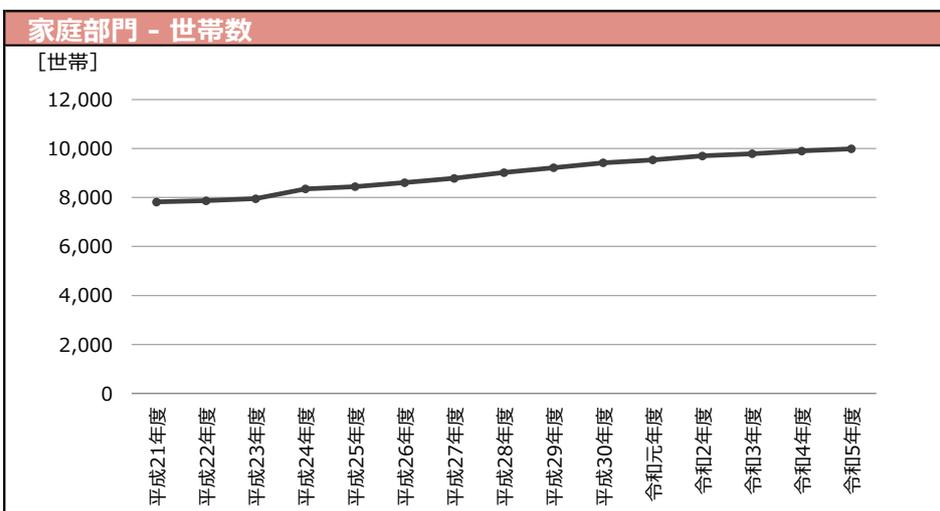
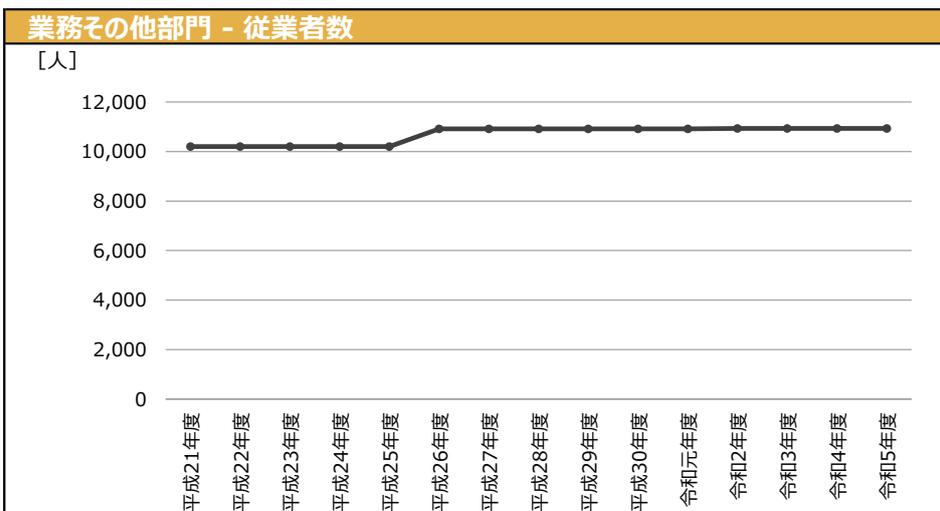
年度	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務その他	家庭	自動車		鉄道	船舶	廃棄物分野 (一般廃棄物)
	製造品 出荷額等 [億円]	従業者数 [人]	従業者数 [人]	従業者数 [人]	世帯数 [世帯]	旅客 [台]	貨物 [台]	人口 [人]	入港船舶 総トン数 [トン]	CO2排出量 [千t-CO ₂]
平成21年度	3021	702	13	10199	7820	13275	2884	22108	0	1.2
平成22年度	3228	702	13	10199	7869	13335	2824	22126	0	1.5
平成23年度	3743	702	13	10199	7952	13527	2835	22229	0	2.1
平成24年度	3895	702	13	10199	8353	13749	2862	22811	0	1.9
平成25年度	3749	702	13	10199	8445	13932	2889	22913	0	1.7
平成26年度	4203	594	50	10913	8609	14200	2910	23154	0	1.6
平成27年度	4620	594	50	10913	8763	14419	2918	23422	0	1.6
平成28年度	3913	594	50	10913	9018	14644	2957	23725	0	1.9
平成29年度	4106	594	50	10913	9216	14812	2994	23966	0	2.3
平成30年度	4431	594	50	10913	9419	15005	3132	24120	0	3.1
令和元年度	4462	594	50	10913	9537	15119	3205	24217	0	1.7
令和2年度	4812	454	78	10929	9698	15244	3284	24322	0	2.1
令和3年度	5484	454	78	10929	9787	15279	3393	24282	0	2.5
令和4年度	5864	454	78	10929	9901	15274	3421	24234	0	1.4
令和5年度	6447	454	78	10929	9988	14926	3094	24212	0	1.9

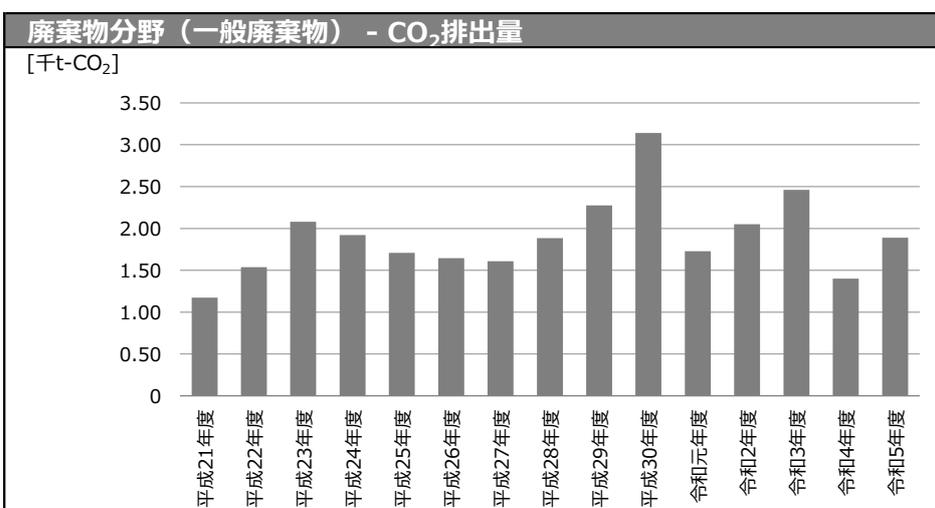
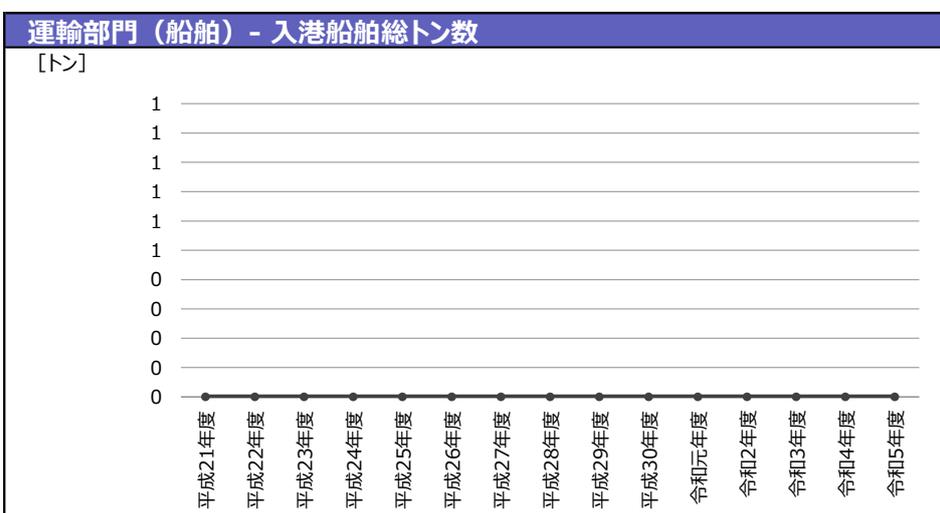
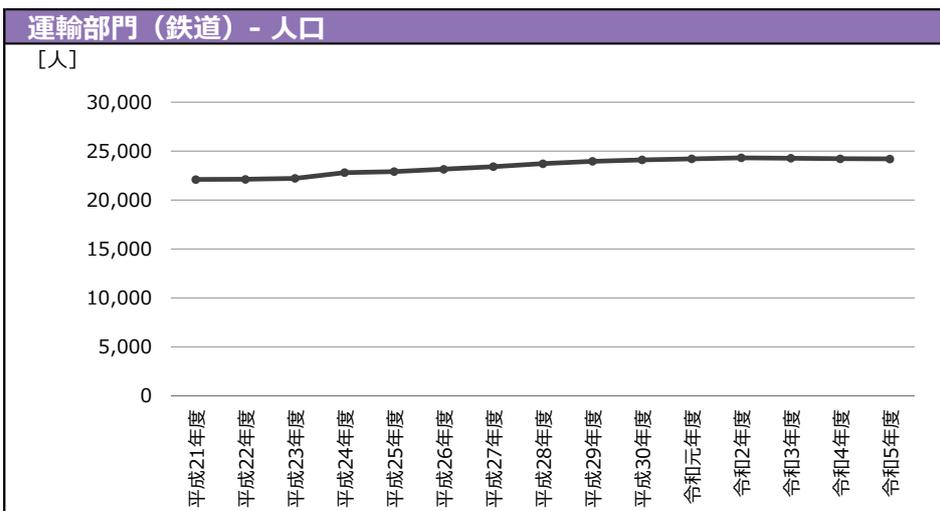
表 データの出典一覧

項目	根拠となる資料等
1 製造品出荷額等 (製造業)	令和元年度までは工業統計調査・令和2年度は経済センサス（活動調査）・令和3年度以降は経済構造実態調査
2 従業者数 (建設業・鉱業、農林水産業、業務その他部門)	令和元年度までは経済センサス（基礎調査）・令和2年度以降は経済センサス（活動調査）
3 世帯数（家庭部門）	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
4 自動車保有台数 (運輸部門)	一般財団法人自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」
5 人口（鉄道）	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
6 入港船舶総トン数（船舶）	港湾統計年報
7 廃棄物分野	一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの年間処理量等から推計

※従業者数は経済センサス（基礎調査）を使用し、「平成20年度」、「平成21年度～平成25年度」、「平成26年度～令和元年度」をそれぞれ同じ統計から集計しているが、令和3年経済センサスからは活動調査で把握されることとなり、令和2年度以降の従業者数は経済センサス（活動調査）から集計した。







大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
アンケート調査結果報告書

令和7年11月

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

大口町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に当たり、事業者の現状及び意向を調査し、計画策定に活用することを目的として実施した。

(2) 調査の対象

大口町内の 50 事業者

(3) 実施方法及び期間

- ・ 郵送により案内を配布し、web にて回答受付を行った。
- ・ 令和 7 年 10 月 10 日発送、10 月 31 日回収締切

(4) 回答の状況

配布数	50
有効回答数	31 (うち 1 件は郵送による回答)
有効回答率	62%

2. アンケート結果

問 1.

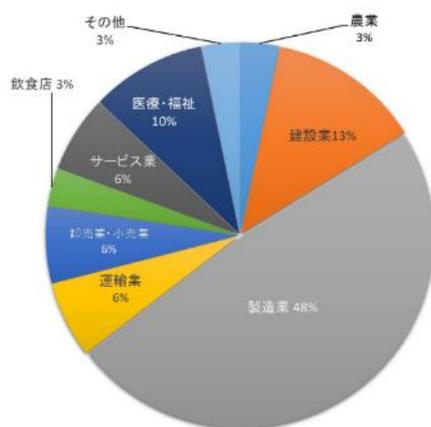
【設問】 貴事業所についてお尋ねします。〔番号を1つ〇で囲んでください〕

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 農業 | 2. 建設業 |
| 3. 製造業 | 4. 運輸業 |
| 5. 卸売業・小売業 | 6. 飲食店 |
| 7. 自動車・自動車小売業 | 8. 不動産業 |
| 9. サービス業 | 10. 教育・学習支援業 |
| 11. 医療・福祉 | 12. 情報・通信 |
| 13. その他（ ） | |

【回答】

問1	事業内容	回答数	比率
1	農業	1	3%
2	建設業	4	13%
3	製造業	15	48%
4	運輸業	2	6%
5	卸売業・小売業	2	6%
6	飲食店	1	3%
7	自動車・自動車小売業	0	0%
8	不動産業	0	0%
9	サービス業	2	6%
10	教育・学習支援業	0	0%
11	医療・福祉	3	10%
12	情報・通信	0	0%
13	その他	1	3%
	合計	31	

※その他：「金融機関」



問2.

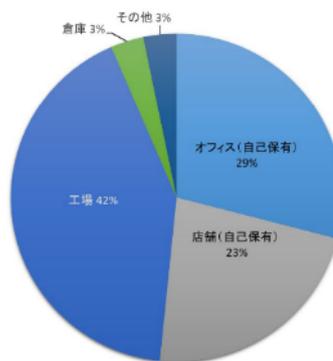
【設問】 貴事業所の形態についてお尋ねします。[番号を1つ○で囲んでください]

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. オフィス（自己所有） | 2. オフィス（賃貸） |
| 3. 店舗（自己所有） | 4. 店舗（賃貸） |
| 5. 工場 | 6. 倉庫 |
| 7. その他（ | ） |

【回答】

問2	事業所形態	回答数	比率
1	オフィス(自己所有)	9	29%
2	オフィス(賃貸)	0	0%
3	店舗(自己所有)	7	23%
4	店舗(賃貸)	0	0%
5	工場	13	42%
6	倉庫	1	3%
7	その他	1	3%
	合計	31	

※その他：「キッチンカー」



問3.

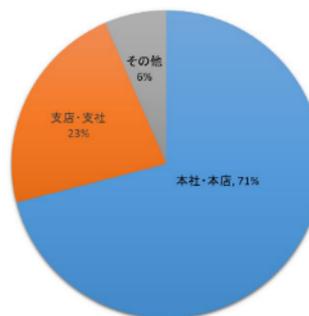
【設問】 貴事業所の機能についてお尋ねします。[番号を1つ○で囲んでください]

- | | |
|----------|----------|
| 1. 本社・支店 | 2. 支店・支社 |
| 3. その他（ | ） |

【回答】

問3	機能	回答数	比率
1	本社・本店	22	71%
2	支店・支社	7	23%
3	その他	2	6%
	合計	31	

※その他：「自己所有」、「店舗兼住宅」



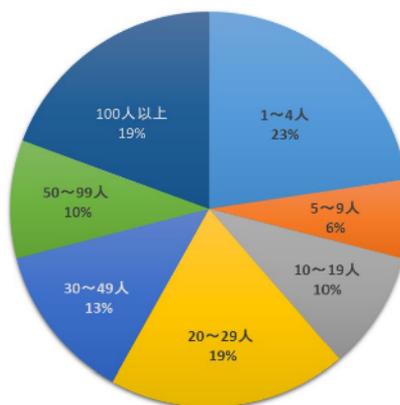
問 4

【設問】 貴事業所の従業員規模についてお尋ねします。[番号を1つ〇で囲んでください]

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 1～4人 | 2. 5～9人 |
| 3. 10～19人 | 4. 20～29人 |
| 5. 30～49人 | 6. 50～99人 |
| 7. 100人以上 | |

【回答】

問4	従業員規模	回答数	比率
1	1～4人	7	23%
2	5～9人	2	6%
3	10～19人	3	10%
4	20～29人	6	19%
5	30～49人	4	13%
6	50～99人	3	10%
7	100人以上	6	19%
	合計	31	



回答者の属性 回答のまとめ（問1～問4）

- 問1：約半数が製造業であり、それ以外は様々な業種となっている
- 問2：形態は4割が工場、3割がオフィス、2割が店舗となっている
- 問3：7割が本社本店である
- 問4：8割が従業者数100人以下となっている

➡ 回答者では製造業が半数を占めており、また7割が中小規模である。
本社本店が7割であり、自発的に対策などを定めて実施することが可能と考えられる。

問5.

【設問】 貴事業所では、地球温暖化の取り組みをどのように位置付けていますか。

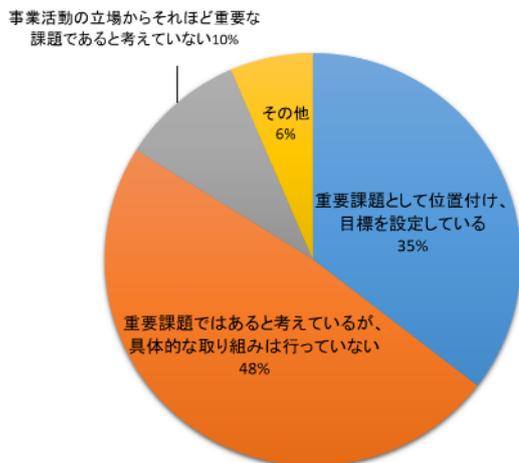
[番号を1つ〇で囲んでください]

- 1. 重要課題として位置づけ、目標を設定している
- 2. 重要課題ではあると考えているが、具体的な取り組みは行っていない
- 3. 事業活動の立場からそれほど重要な課題であると考えていない
- 4. その他（ ）

【回答】

問5	地球温暖化対策の取り組み位置付け	回答数	比率
1	重要課題として位置付け、目標を設定している	11	35%
2	重要課題ではあると考えているが、具体的な取り組みは行っていない	15	48%
3	事業活動の立場からそれほど重要な課題であると考えていない	3	10%
4	その他	2	6%
	合計	31	

※その他：「取り組みもしているが目標は設定していない」、
「重要課題と考えているが、目標を設定してまでは取り組みを行っていない」



問7.

【設問】 貴事業所で取り組んでいる地球温暖化防止の取り組みについて

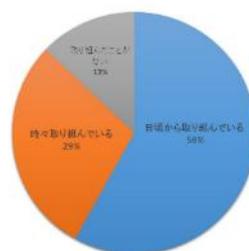
[項目ごとに番号を1つ〇で囲んでください]

No.	項目	取り組んだことがある		取り組んだ ことがない
		日頃から 取り組んで いる	時々 取り組んで いる	
1.	冷暖房の適正な温度設定	1	2	3
2.	LED照明への切り替え	1	2	3
3.	クールビズやウォームビズの実践	1	2	3
4.	エコドライブの実践	1	2	3
5.	従業員に対する環境教育	1	2	3
6.	敷地内の緑化	1	2	3
7.	環境負荷が少ない製品・サービスの調達	1	2	3
8.	ISO14001等の取得	1	2	3
9.	地球温暖化防止への社内体制の整備	1	2	3
10.	グリーン配送の依頼	1	2	3
11.	ICTを活用した地球温暖化対策	1	2	3
12.	再生可能エネルギーの由来の電力や グリーン電力証書の購入	1	2	3
13.	太陽光発電設備の設置	1	2	3
14.	蓄電池の設置	1	2	3
15.	プラスチックの使用削減	1	2	3

【回答】

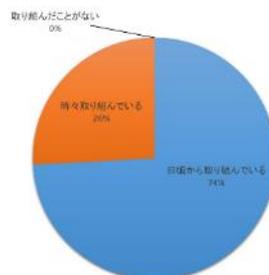
1. 冷暖房の適正な温度設定

問7	冷暖房の適正な温度設定	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	18	58%
2	時々取り組んでいる	9	29%
3	取り組んだことがない	4	13%
	合計	31	



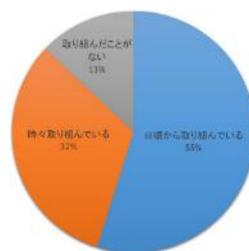
2. LED照明への切り替え

問7	LED照明への切り替え	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	23	74%
2	時々取り組んでいる	8	26%
3	取り組んだことがない	0	0%
	合計	31	



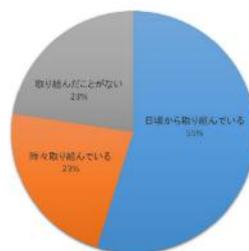
3. クールビスやウォームビスの実践

問7	クールビスやウォームビスの実践	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	17	55%
2	時々取り組んでいる	10	32%
3	取り組んだことがない	4	13%
	合計	31	



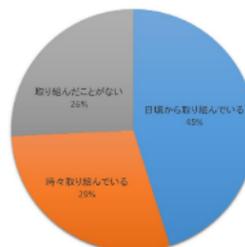
4. エコドライブの実践

問7	エコドライブの実践	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	17	55%
2	時々取り組んでいる	7	23%
3	取り組んだことがない	7	23%
	合計	31	



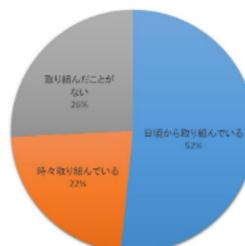
5. 従業員に対する環境教育

問7	従業員に対する環境教育	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	14	45%
2	時々取り組んでいる	9	29%
3	取り組んだことがない	8	26%
	合計	31	



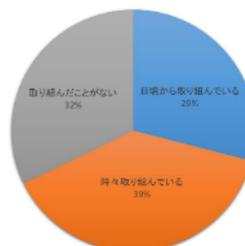
6. 敷地内の緑化

問7	敷地内の緑化	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	16	52%
2	時々取り組んでいる	7	23%
3	取り組んだことがない	8	26%
	合計	31	



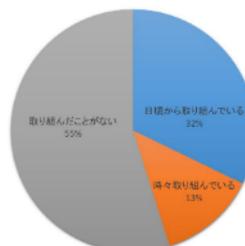
7. 環境負荷が少ない製品・サービスの調達

問7	環境負荷が少ない製品・サービスの調達	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	9	29%
2	時々取り組んでいる	12	39%
3	取り組んだことがない	10	32%
	合計	31	



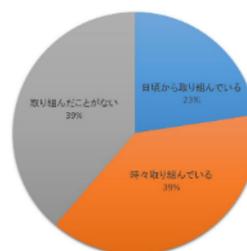
8. ISO14001等の取得

問7	ISO14001等の取得	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	10	32%
2	時々取り組んでいる	4	13%
3	取り組んだことがない	17	55%
	合計	31	



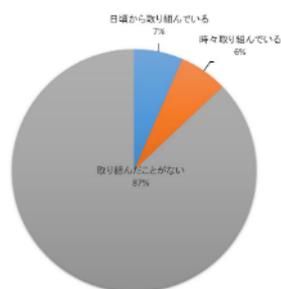
9. 地球温暖化防止への社内体制の整備

問7	地球温暖化防止への社内体制の整備	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	7	23%
2	時々取り組んでいる	12	39%
3	取り組んだことがない	12	39%
	合計	31	



10. グリーン配送の依頼

問7	グリーン配送の依頼	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	2	6%
2	時々取り組んでいる	2	6%
3	取り組んだことがない	27	87%
	合計	31	



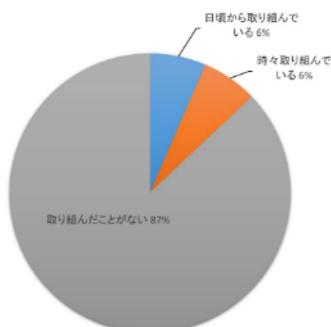
11. ICTを活用した地球温暖化対策

問7	ICTを活用した地球温暖化対策	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	1	3%
2	時々取り組んでいる	7	23%
3	取り組んだことがない	23	74%
	合計	31	



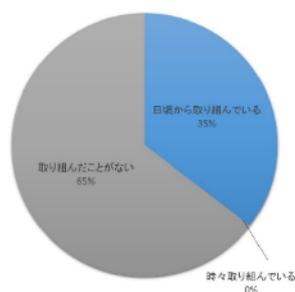
1 2. 再生可能エネルギーの由来の電力やグリーン電力証書の購入

問7	再生可能エネルギーの由来の電力やグリーン電力証書の購入	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	2	6%
2	時々取り組んでいる	2	6%
3	取り組んだことがない	27	87%
	合計	31	



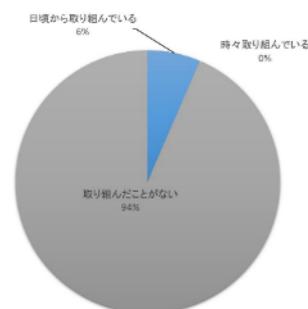
1 3. 太陽光発電設備の設置

問7	太陽光発電設備の設置	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	11	35%
2	時々取り組んでいる	0	0%
3	取り組んだことがない	20	65%
	合計	31	



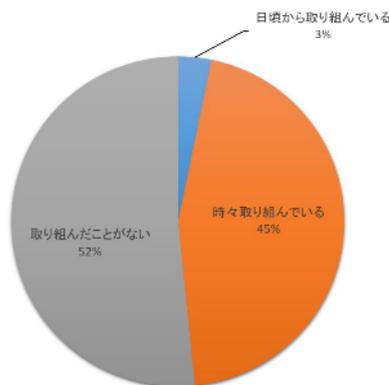
1 4. 蓄電池の設置

問7	蓄電池の設置	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	2	6%
2	時々取り組んでいる	0	0%
3	取り組んだことがない	29	94%
	合計	31	



1.5. プラスチックの使用削減

問7	プラスチックの使用削減	回答数	比率
1	日頃から取り組んでいる	1	3%
2	時々取り組んでいる	14	45%
3	取り組んだことがない	16	52%
	合計	31	



現在の取り組み詳細 回答のまとめ（問7）

- ・冷暖房の温度設定、LED照明への切り替え、クールビズなどの実施、エコドライブの実施など、導入コストがほぼ不要な項目については、約8割の回答者が実践している。
- ・従業員への環境教育、敷地内緑化、環境負荷が少ない製品・サービス到達などの、特別な対応が必要な項目の実践は、7割程度とやや下がっている。
- ・ISO14001の取得、温暖化対策の社内体制の整備といった、大きなコストを必要とする対策は、5割から6割程度となっている。
- ・ICT、太陽光発電、蓄電池など、特別な設備や投資を必要とする対応については、取り組みは少ない。
- ・再生可能エネルギー由来の電力使用、グリーン配送については取り組みが少ない。コストはかかるものの、導入に特別な設備が必要なわけではないため、認知されていない可能性がある。

- ・低コストで実現できるものは、多くの企業で取り組まれている。ISO導入や、ICTによる効率化は、企業の規模に応じて提案していくことが効果的と考えられる。
- ➡ 再生可能エネルギー由来の電力使用、グリーン配送については取り組みが少ないが、認知度の低さによる可能性があるため、多くの企業に周知することで導入に繋がる可能性がある。

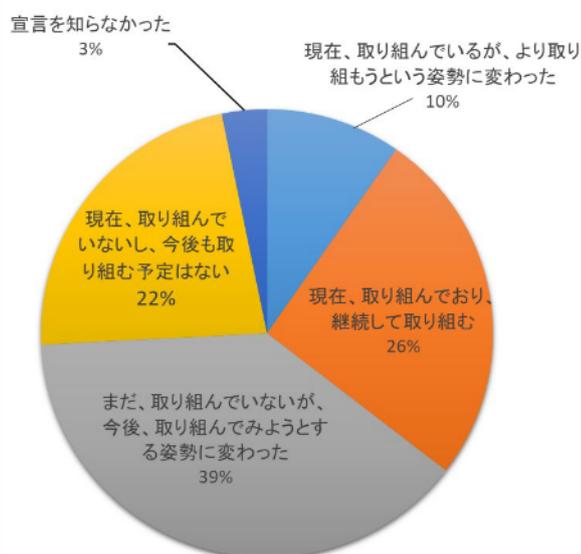
問 8.

【設問】2020年10月に国は、「2050年までに二酸化炭素を含む温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを目指す」と宣言しました。この宣言により、貴事業所では地球温暖化防止への取り組み姿勢はどのように変わりましたか。[番号を1つ〇で囲んでください]

1. 現在、取り組んでいるが、より取り組もうという姿勢に変わった
2. 現在、取り組んでおり、継続して取り組む
3. まだ、取り組んでいないが、今後、取り組んでみようとする姿勢に変わった
4. 現在、取り組んでいないし、今後も取り組む予定はない
5. 宣言を知らなかった

【回答】

問8	地球温暖化防止への取り組み姿勢の変化	回答数	比率
1	現在、取り組んでいるが、より取り組もうという姿勢に変わった	3	10%
2	現在、取り組んでおり、継続して取り組む	8	26%
3	まだ、取り組んでいないが、今後、取り組んでみようとする姿勢に変わった	12	39%
4	現在、取り組んでいないし、今後も取り組む予定はない	7	23%
5	宣言を知らなかった	1	3%
	合計	31	



問9

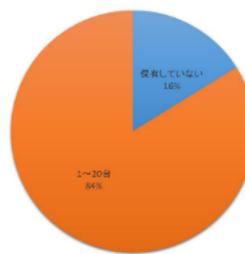
【設問】 貴事業所における自動車の保有状況についてお尋ねします。

1. 保有していない	2. 1～20台
3. 21～40台	4. 41～60台
5. 61～80台	6. 81～100台
7. 101台以上	

【回答】

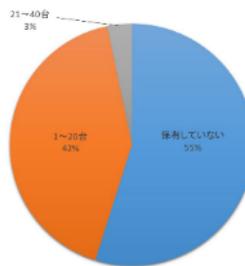
1. ガソリン車

問9	ガソリン車	回答数	比率
1	保有していない	5	16%
2	1～20台	26	84%
3	21～40台	0	0%
4	41～60台	0	0%
5	61～80台	0	0%
6	81～100台	0	0%
7	101台以上	0	0%
	合計	31	



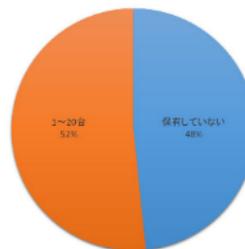
2. ディーゼル車

問9	ディーゼル車	回答数	比率
1	保有していない	17	55%
2	1～20台	13	42%
3	21～40台	1	3%
4	41～60台	0	0%
5	61～80台	0	0%
6	81～100台	0	0%
7	101台以上	0	0%
	合計	31	



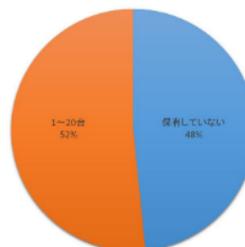
3. HV・PHV・FCV車

問9	HV・PHV・FCV車	回答数	比率
1	保有していない	15	48%
2	1～20台	16	52%
3	21～40台	0	0%
4	41～60台	0	0%
5	61～80台	0	0%
6	81～100台	0	0%
7	101台以上	0	0%
	合計	31	



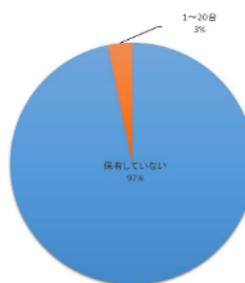
4. 電気自動車

問9	電気自動車	回答数	比率
1	保有していない	27	87%
2	1～20台	4	13%
3	21～40台	0	0%
4	41～60台	0	0%
5	61～80台	0	0%
6	81～100台	0	0%
7	101台以上	0	0%
	合計	31	



5. その他の自動車（燃料電池車など）

問9	その他の自動車(燃料電池車など)	回答数	比率
1	保有していない	30	97%
2	1～20台	1	3%
3	21～40台	0	0%
4	41～60台	0	0%
5	61～80台	0	0%
6	81～100台	0	0%
7	101台以上	0	0%
	合計	31	



問10.

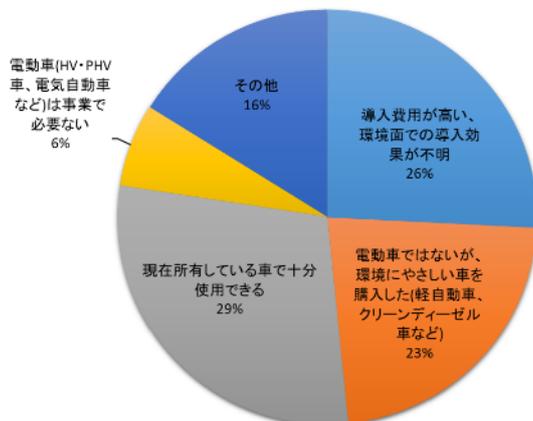
【設問】国は、世界で供給する日本車を2050年までに電動車100%にする目標を掲げていますが、電動車(HV・PHV車、電気自動車など)を所有していない最大の理由についてお尋ねします。
〔番号を1つ〇で囲んでください〕

1. 導入費用が高い、環境面での導入効果が不明
2. 電動車ではないが、環境にやさしい車を購入した(軽自動車、クリーンディーゼル車など)
3. 現在所有している車で十分使用できる
4. 電動車(HV・PHV車、電気自動車など)は事業で必要ない
5. その他()

【回答】

問10	電動車(HV・PHV車、電気自動車など)を所有していない最大の理由	回答数	比率
1	導入費用が高い、環境面での導入効果が不明	8	26%
2	電動車ではないが、環境にやさしい車を購入した(軽自動車、クリーンディーゼル車など)	7	23%
3	現在所有している車で十分使用できる	9	29%
4	電動車(HV・PHV車、電気自動車など)は事業で必要ない	2	6%
5	その他	5	16%
	合計	31	

※その他：「社用車はガソリン車をリース契約している」、「HV、PHV車を導入している」、「全部電動車」、「電気自動車を使用している」、「h vは持っている」



自動車について 回答のまとめ (問9～問10)

問9：どの種の自動車についても、保有台数はおおむね20台以下である。

問10：既に環境に良い自動車を導入しているのは2割ほどとなっている。3割の回答者は、費用面や効果の面で導入を行っていない状態である。



・環境配慮型自動車の必要性を感じていない企業が多い。

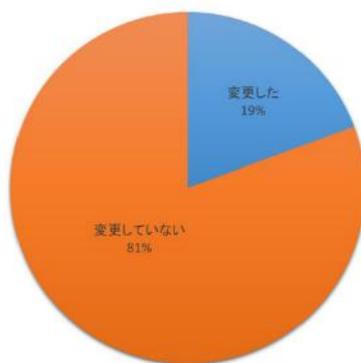
問 1 1 .

【設問】2016年4月に電力小売が全面自由化され、電気の購入先を選ぶことができるようになりました。そこで貴事業所は、電力会社を変更しましたか。[番号を1つ〇で囲んでください]

1. 変更した
2. 変更していない

【回答】

問11	電力会社	回答数	比率
1	変更した	6	19%
2	変更していない	25	81%
	合計	31	



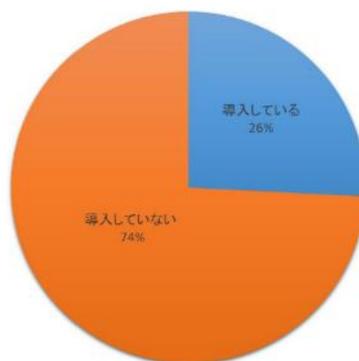
問13

【設問】 貴事業所において、再生可能エネルギーを利用した設備、機器の導入状況についてお尋ねします。[番号を1つ〇で囲んでください]

1. 導入している
2. 導入していない

【回答】

問13	再エネ機器導入状況	回答数	比率
1	導入している	8	26%
2	導入していない	23	74%
	合計	31	



問 15

【設問】 ZEB、BEMS、FEMS について、導入または、導入の検討をしていますか
お尋ねします。〔番号を1つ〇で囲んでください〕

【語句説明】

ZEB：建物で消費する年間のエネルギーの収支を実質ゼロにすることを目指した建物

BEMS：建物の使用するエネルギーの最適化を図るシステム

FEMS：工場内のエネルギー使用状況を監視し、効率を最大化するシステム

- 1. 導入している
- 2. 導入を検討している
- 3. 導入予定はない

【回答】

問15	ZEB、BEMS、FEMSの導入状況	回答数	比率
1	導入している	0	0%
2	導入を検討している	0	0%
3	導入予定はない	31	100%
	合計	31	



再生可能エネルギーについて 回答のまとめ（問 11～問 15）

問 11：電力自由化に伴い、購入先を変更したのは 2 割のみ。

問 12：上記の変更理由うち、コスト抑制が 4 件、環境配慮が 2 件。

問 13：再生エネルギー機器の導入は 3 割。

問 14：上記の導入施設のほぼ全てが太陽光発電装置。

問 15：ZEB、BEMS、FEMS について導入している回答者はなし。



- ・問 11、12 から、電力購入先の変更により、コストが削減される例がある。周知を行うことで導入を進める企業がある可能性がある。
- ・再生可能エネルギーや ZEB 等は、企業の導入は規模により導入は難しい可能性あり。

問16

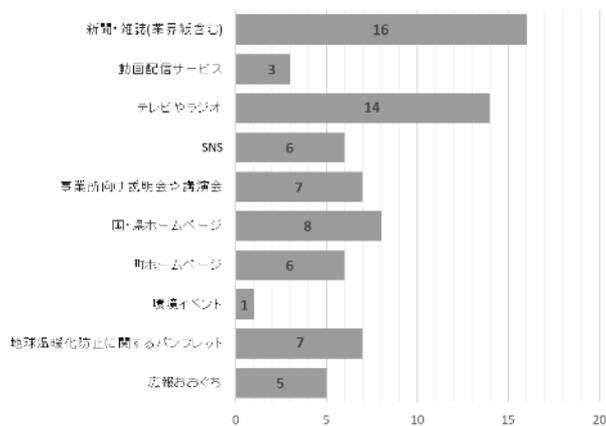
【設問】地球温暖化対策の情報を得るための手段についてお尋ねします。

〔該当する番号を全て○で囲んでください〕

1. 広報おおぐち	2. 地球温暖化防止に関するパンフレット
3. 環境イベント	4. 町ホームページ
5. 国・県ホームページ	6. 事業所向け説明会や講演会
7. SNS	8. テレビやラジオ
9. 動画配信サービス	10. 新聞・雑誌（業界紙含む）

【回答】

問16	地球温暖化対策の情報を得るための手段について	回答数	比率
1	広報おおぐち	5	7%
2	地球温暖化防止に関するパンフレット	7	10%
3	環境イベント	1	1%
4	町ホームページ	6	8%
5	国・県ホームページ	8	11%
6	事業所向け説明会や講演会	7	10%
7	SNS	6	8%
8	テレビやラジオ	14	19%
9	動画配信サービス	3	4%
10	新聞・雑誌(業界紙含む)	16	22%
	合計	73	



問18

【設問】 地球温暖化防止対策に関するご意見、ご要望を自由にご記入ください。

【回答】

「今後も情報提供を宜しくお願いします。」

「環境の事を考えれば温暖化対策に取り組むのは必要かと思うが、経営・事業にメリットを見出せないとコストをかけて取り組むのが難しい。事業へのメリットの発信であったり、補助等があれば取り組みやすくなると思う。」

回答のまとめ（全体）

- ・ 大口町内の企業の多くは、中小規模の製造業である。また、約半数が温暖化対策に取り組んでいないことから、町からの働きかけにより今後温室効果ガス排出を削減する余地は存在する。
- ・ 一方で、多くの企業で、冷暖房の温度設定やエコドライブなど、一般的な内容については既に取り組んでいる。このことから、温室効果ガス対策に取り組んでいない企業については、省エネ診断の受講を勧めるほか、再生可能エネルギー由来の電力使用、グリーン配送といった、あまり認知度されていないが、導入コストの低い取り組みを進めることが効果的と考えられる。
- ・ 太陽光発電の導入など、既に積極的に取り組んでいる企業については、今後更なる排出量削減のため、ZEBの取り組み等を勧める。
- ・ 情報収集媒体については、雑誌やテレビなどが多い。今後は大口町の発信力強化が必要。

事業者ヒアリング実施結果

（1）実施目的

町内の事業者における温室効果ガス排出対策及び省エネルギー対策等の取り組み動向を把握し、現状を踏まえた計画を策定することを目的として、本ヒアリングを実施しました。

（2）実施概要

①聴取内容

1. 地球温暖化対策に対する意識（環境基本理念・環境方針等）について
2. 温室効果ガス排出量削減に向けての目標、取り組みなど
3. 再生可能エネルギーや電動車等の導入状況について
4. 地球温暖化対策に関する情報取得手段について
5. 今後、取り組んでみたい対策や県や町に期待することについて

②事業者の選定

実行計画において算定対象となっている業種を可能な限り幅広く対象としました。具体的には製造業、建設業、農業、廃棄物処理業、小売業、病院の業種から町内の10事業者を抽出して実施しました。

③実施期間

令和7（2025）年11月

（3）聴取結果

1. 地球温暖化対策に対する意識（環境基本理念・環境方針等）について

- ◇ エコアクション 21 に賛同し、環境経営レポートを毎年作成・公表している。
- ◇ 製品の使用エネルギーについて、ガスから水素への転換を試みている。
- ◇ 100年後も耕作できるように、環境に配慮した持続可能な農業を行っていく。
- ◇ 10年前から省エネに取り組んでいる。
- ◇ 最終処分場への搬入量が少なくなるようにとの心構えでいる。
- ◇ 会社としてまとめて取り組んでいることは特にない。
- ◇ 1年前に環境方針（ポリシー）を10数年以上ぶりに更新し、従業員へ伝わりやすいものとした。
- ◇ 日々の業務を通じて「地域と共に生きる会社」でありたいと考え、無駄なアイドリングの削減や燃費を意識した運転等、社員一人一人が環境に配慮した行動を心がけている。
- ◇ 世界中の国が地球温暖化対策を実践しているわけではないのに、国が税金を使って取り組むまでもないと考えている。
- ◇ 技術による商材の性能向上により省エネにつながっていると考えている。
- ◇ 環境方針を社内で掲示・ホームページに掲載している。
- ◇ 従業員全員に環境方針のカードを携帯させている。
- ◇ SDGs に基づいた行動方針を定めている従業員が多い。
- ◇ SDGs の取り組みが始まるより前から、技術により省エネにつながる商材を扱っている。

2. 温室効果ガス排出量削減に向けての目標、取り組みなど

- ◇ 不良品・廃棄物・排水の削減に取り組んでいる。
- ◇ 各部門で省エネ点検を実施している。
- ◇ なるべく極端に積載の少ない配送はしないようにしている。
- ◇ 中部電力のツールで電気使用量を確認している。
- ◇ ゴミ分別や省エネの手順書を導入している。
- ◇ 輸送の際、積載効率のルールの導入も検討している。
- ◇ 生産効率の向上に努めることが結果的に省エネにつながると考えている。
- ◇ 食品ロス対策として食堂でデータをとり、より無駄の少ない食材準備に努めている。

- ◇ 稲わらのすきこみ・化学肥料・農薬の削減の項目にてエコファーマー認定を受けている。
- ◇ Jクレジット（中干し延長）に参加し、メタンガス排出削減に努めている。
- ◇ 土壌の地力を衛星で確認して必要以上に耕作しないようにしている。
- ◇ 使用機器はなるべくディーゼルエンジン駆動のものから電動品へ切り替えている。
- ◇ 景観農地の運営を行っている。
- ◇ 収集・処分・事務の3部門ごとに環境配慮チェック事項を導入している。
- ◇ 燃料から電気へ切り替えた結果、1日あたり約1,500～2,000ℓのCO₂排出削減となった。
- ◇ 電気使用量を可視化し、電力の無駄遣い防止に努めている。
- ◇ 小学生向けに環境教育事業を開始した。
- ◇ 使用頻度の高いフロアを優先して、照明のLED化を進めている。
- ◇ 廃棄物の分別設備を試験的に何度か導入したことがあるがうまくいかなかった。
- ◇ 事務所ではクールビズを導入している。
- ◇ 進物用以外の商品はできるかぎり包装なしで販売している。あまり簡素な包装だと魅力がないので、資材を工夫してなるべく省資源とするように努めている。
- ◇ 製造現場など業務上より明るさの必要なフロアから、LED照明の導入をはじめている。冷暖房について、省エネのためにピーク時間帯の温度調整を行っている。
- ◇ ボイラーを重油からガスへ変更した。
- ◇ 運送会社の共同配送を利用している。
- ◇ 屋上緑化を始め、その後ビオトープへと発展させた。
- ◇ 特別な目標値などは設定していないが、業務の中で以下の様な取り組みを行っている。
 - ・アイドリングストップや急加速・急減速を避けた運転を励行
 - ・車両の定期点検・整備を徹底し、燃費効率の維持に努める
 - ・配車計画の工夫により、無駄な走行を減らす
 - ・社内での紙資料の削減や、エアコン設定温度の適正管理
- ◇ 何でもかんでも燃やせばいいとは思わないから、会社として分別には取り組んでいる。
- ◇ 照明のLED化済みである。LED化が最もCO₂排出量削減に有効だったと思われる。
- ◇ エネルギーを効率よく利用できるように努めている。
- ◇ 壁面緑化はデザインとして導入したが、遮熱効果もあると思われる。
- ◇ 中電の再エネメニュー契約で実質排出係数ゼロとなった。
- ◇ Jクレジットを活用している。
- ◇ SDGsの取り組みが始まるより前から、技術により省エネにつながる商材を扱っている。
- ◇ 工場は照明のLED化が進んでおり、事務所は社屋の建て替えと併せて実施予定である。
- ◇ 熱処理時に生じる排熱を自社で再利用できないか調査を開始した。
- ◇ 排水量削減の取り組みを実施している。

3. 再生可能エネルギーや電動車等の導入状況について

- ◇ 太陽光発電を導入している。
- ◇ 軽トラックの電気自動車があれば導入したい。
- ◇ ハイブリッドの営業車を1台導入した。
- ◇ 電動フォークリフトを導入したが、パワー不足の懸念がある。
- ◇ 太陽光発電の導入は費用対効果が合わず未導入である。
- ◇ 社用車について、買い替え時期が到来したらハイブリッド車の導入も検討している。
- ◇ 使用量全体の30%ほどの再エネを導入した。2030年までに100%を目指している。
- ◇ 化石燃料の使用削減のため、環境に配慮した新素材の活用を検討中（サーキュラーエコノミー実践のため）。
- ◇ 実態に沿っている（排出したCO₂を吸収してくれる）観点から森林クレジットを選択し導入している。
- ◇ 現在、太陽光発電や蓄電池、電気自動車・ハイブリッド車などの導入は行っていない。ただし、将来的には導入コストやインフラ整備の状況を見ながら、環境負荷の少ない設備への更新も検討していきたい。
- ◇ 太陽光発電は、機器の取り替え時に産廃が発生するのでむしろ環境破壊だと思うから導入しない。設備設置時に、取り替えや廃棄のことは見据えて取り組むべきである。電気自動車の導入も太陽光発電と同じ理由で反対している。
- ◇ ハイブリッド車を社用車として導入済だが、電気自動車は充電設備の普及が進めばさらに前向きに検討したい。
- ◇ 工業用水として利用している井戸水の熱を地熱として活用している。
- ◇ 太陽光発電を導入し、売電や自社消費を行っている。
- ◇ 社用車としてハイブリッド車を1台導入した。

4. 地球温暖化対策に関する情報取得手段について

- ◇ 業界や県の担当部署から案内されるセミナーへ参加している。
- ◇ 経産省の定期報告書開示制度に参加し、自社のCO₂排出具合を確認している。
- ◇ 取引業者（おもに商社）から情報を入手している。
- ◇ 田んぼの環境調査、ごみ拾いイベントなどの開催を通じて情報を行っている。
- ◇ 主に産業資源循環協会、環境問題関連の展示会、同業者から情報を収集している。
- ◇ あまり情報収集する場面はない。
- ◇ グループや業界単位で環境対策の情報交換・共有を行っている。
- ◇ 取引先への情報提供は、情報過多防止のために効果的なものに絞って行っている。
- ◇ 中小企業家同友会

- ◇ （公財）日本産業廃棄物処理振興センター
- ◇ トラック協会
- ◇ インターネット上のニュースや行政機関のホームページ
- ◇ 町のホームページ、商工会の会報誌から情報を収集している。
- ◇ 主に省庁やイニシアチブ機関から情報取得し、コンサルタントから届くメールマガジンも活用している。
- ◇ 業界団体の環境部会へ定期的に参加し、環境に関する情報収集を行っている。

5. 今後、取り組んでみたい対策や県や町に期待することについて

- ◇ 顧客からの CO₂削減要請が増えてきているため、製造工程の見直しも検討しなければならないが、品質やコストの問題があり対応の難しさを感じている。
- ◇ CO₂削減への取り組み策定についての判断基準は既に用意しているため、町のサポートは不要だと考えている。
- ◇ 効果的な設備を導入しても採算が合わないことが多いため、2050年排出量ゼロに向けた助成金があるとありがたい。
- ◇ 比較的効果の大きな対策はやりつくした感があるが、費用と新技術のバランスがよければ導入していきたいと考えている。
- ◇ 大企業の調理残を堆肥にしてはどうか。
- ◇ もみがら（刈り取り時 120t）の活用支援を希望する。
- ◇ 可能な限り、回収した廃棄物をリサイクルしていきたいと考えている。
- ◇ 地域マイクログリッド構想の実現のサポートが町からあるとよいと思う。
- ◇ 近年、トラックの燃費性能や排出ガス削減性能が大幅に向上しているが、小規模事業者にとっては導入コストが非常に高く、すぐに更新することが難しいのが現状。こうした環境性能の高い車両への更新を進めやすくするために、補助金や助成金の拡充を期待している。
- ◇ 町のホームページから情報を得られるのが最良だと思うので、担当課を横断した「補助金メニュー」を希望する。
- ◇ 軽く、安く、発電効率の良い新型太陽光発電が出てきたら取り入れたいし、あらゆる分野で新技術が登場した際には導入を前向きに検討したい。
- ◇ 地域単位での省エネ活動などがあれば参加しようと思っている。
- ◇ 県や町独自の支援（設備投資、公共交通機関での通勤普及、効果的な省エネ策など）の推進を希望する。
- ◇ 最初に効果的な省エネ策を考えた企業には補助金上乘せ、などすればもっと取り組みが活性化するのではないかと思う。
- ◇ 再エネメニューなどの仕組みが将来的に使えるのか疑問なので、持続可能なエネルギー

一利用の検討が必要となりそうである。

- ☆ 人員不足もあり環境配慮への新たな取り組みの推進は難しいが、従来の施策や個人での取り組みを継続していきたいと考えている。県や町に何か期待するというよりは企業ごとに取り組むといった印象がある。
- ☆ 地域の清掃なども続けていくが、時代の風潮から呼びかけが昔より難しくなっている。